

研 究 紀 要

M I C H I S I R U B E

道 標

第 2 号

特集「心に響く道徳授業を進めるための指導の工夫」

2014年度

日本道徳教育学会神奈川支部

目 次

〔巻頭言〕

新たな教科「道徳」の時代を創造する

日本道徳教育学会神奈川支部長……………田沼 茂紀(2)

〔特別寄稿〕

新たな道徳教育の時代、神奈川支部からの力強い発信に期待する……………永田 繁雄(4)

横断的で総合的な基礎研究に期待する……………澤田 浩一(6)

〔研究論文〕

生命尊重教育の方法論に関する一考察……………田沼 茂紀(8)

死生観の調査と道徳教育

—小学校から大学までの児童・生徒・学生に対する調査結果の考察より—…東風 安生(16)

明治20年代の小学校の唱歌教育と道徳教育……………藤原 政行(26)

〔実践研究論文〕

中学校での問題行動改善へ向けての取り組み

—道徳・特別活動の充実を通して—……………富岡 栄(34)

〔研究・実践ノート〕

道徳授業には人生を支える大きな力がある……………根岸 久明(42)

魅力ある教材の開発と活用

—「神奈川県道徳『きらめき』と資料委員会の取り組み— ……望月はる美(46)

『私たちの道徳』活用術 —家庭学習への応用— ……小川 朋子(52)

「異性の理解と尊重」の指導内容に関する考察……………長谷川千恵美(58)

〔神奈川支部彙報〕

日本道徳教育学会神奈川支部会則

日本道徳教育学会神奈川支部研究紀要『道標(みちしるべ)』投稿規定

日本道徳教育学会神奈川支部広報誌『神奈川の道徳』3・4号・5号

平成26年度日本道徳教育学会神奈川支部役員名簿

日本道徳教育学会神奈川支部入会申込用紙

〔巻頭言〕

新たな教科「道徳」の時代を創造する

日本道徳教育学会神奈川支部長 田沼 茂紀

いよいよ、教科としての「道徳」が新たな一步を踏み出す時代が来た。道徳教育関係者にとっては悲願であった教科「道徳」の具現化、一日千秋の思いで待ち焦がれる日々である。とは言うものの、本稿を書き綴っている現在(2014年12月)の段階では、その実現を未だに訝しんでいる関係者が少なくないというのも実情である。果たして、新たな教科「道徳」の時代はやってくるのか。いや、本紀要が刊行される頃には、その前倒し実施に向けてどうソフトランディングさせていくのかという次なる希望に満ち溢れた贅沢な悩みの只中であることに相違ない。そう信じて、この「巻頭言」を書き進めていくこととする。

思い起こせば、悲願の教科「道徳」実現への道程はあまりにも遠く険しい道のりだった。筆者が道徳教育に関心を抱いた学生時代、70年代は百家争鳴の「思想の時代」でもあった。そのリベラルな世相の中で若者が道徳教育を論ずることは、やや気後れする思いも否定し得なかったことを懐かしく思い出す。その当時の筆者等は、「道徳に熱を上げる危険分子」と見なされていたのかもしれない。それがどうであろうか。21世紀も二桁の時代になるとあっという間に様相は一変した。教育改革推進の切り札とすべく首相の諮問機関として設置された教育再生実行会議第1次提言(2013年2月26日)で道徳の「教科化」が取り上げられて以降、「道徳教育の充実に関する懇談会」報告、「中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会道徳教育専門部会」の答申、中央教育審議会答申、学習指導要領一部改訂等々が矢継ぎ早に示されることとなり、「特別の教科道徳」への移行は一気に現実のものとなりつつある。隔世の感がある。まさに感無量である。こんな時代に遭遇する自分の姿など、それこそ想像すらできないでいたというのが本音である。刹那的に突き進む現代社会の現実を前に、道徳教育の大切さを叫んできた多くの関係者の労苦が報いられる時代が到来することの喜びを共に分かちたいものである。

しかし、本当の道徳教育普及・充実活動はこれからである。教科「道徳」への移行過程では、道徳授業の内容や教材、指導法、指導資格といった「特別の教科道徳」が克服すべき課題が次々と浮き彫りにされてきている。同時に、それら諸課題への具体的な対応を各学校レベルで、各教室レベルでどうすべきなのかという現実的な議論も少しずつ脚光を浴びようになってきている。道徳教育というその教育的営みの特質から、学校の教育課程の教科外教育における一領域と位置付けられてきた「道徳の時間」、それが教科教育としての「特別の教科道徳」へ移行するということは、わが国における近代教育黎明期以降でも筆頭教科として修身科が位置付けられた

小学校令(1886年)、「教育勅語」の渙発(1890年)、修身科授業停止(1945年)、「道徳の時間」特設(1958年)に次ぐ大改革である。しかし、制度面での改革は漸進しても、道徳授業の特性を踏まえた新たな枠組みの創出は容易ではない。本稿では「特別の教科 道徳」完全実施に向け、これから解決すべき喫緊の諸課題について戸惑ったり、怯んだりすることなく挑戦していく気構えの大切さと揺るぎない実践意思力の醸成を改めて訴えていきたい。

明治の初頭、啓蒙思想家としてわが国の近代化に尽力した福澤諭吉の語った言葉の中に「進まざる者は必ず退き、退かざる者は必ず進む」という名言がある。これからわが国の道徳教育新時代を切り拓こうとしている教育・研究関係者にとって、まさに勇気百倍の名言である。遅々として改革をなし得なかった道徳教育、その山が大きく動こうとしている今、「勇気一つを友にして」大いに研鑽を続けていきたいものである。(了)

〔特別寄稿〕

新たな道徳教育の時代、神奈川支部からの 力強い発信に期待する

日本道徳教育学会副会長 永田 繁雄(東京学芸大学)

2015(平成27)年は、「特別の教科」としての道徳科の誕生元年と呼ばれるに違いない。そんな思いが、今の私たちを勇気づけている。昨年10月に出された中央教育審議会答申が新たな道徳教育の姿を描き出し、現在、それに基づいた学習指導要領の改訂が進んでいる。遡るならば、その胎動は2013年の春の教育の動きの中にあった。まさに、神奈川支部の皆さんが志をつないで発足させた支部誕生の時期と同じである。皆さんの先を見る力と、そのあまりのタイムリーさに改めて驚かされている。

なぜ今、道徳授業が「特別の教科」としてリニューアルされようとしているのか。それは、私たち自身が胸に手を添えれば、必ずその心当たりを感じることができるはずだ。今、子供たちは私たち大人が作った環境の中で、自己意識や人間関係力の不安定さなど心の活力を低下させ、その危機に直面している。しかし、その中で、子供の前向きな生き方の選択肢を生み出すような道徳授業が必ずしも効果的に展開されてきているとは言い難い。むしろ、長年にわたる道徳授業への教育現場の忌避傾向が、お膳立ての行き届いたマニュアル的な授業を生み、硬直化を招き、そこから抜け出せないままにいるのだ。子供たちの心の叫びを拾い出し、子供自身が自己の生き方の課題に向き合うことができる道徳授業をどれだけ実現できてきたのか、私たち自身が改めて問い直さなくてはならない。

確かに、道徳の「特別の教科」化については、強い懸念の声も聞かれる。

一つは、押し付けが強まるのではないかという声である。しかし、中教審答申は言う。

「特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない。」

価値を教えることが中心ではなく、一人一人の価値観を醸成することが中心なのだ。

もう一つは、子供の心の評価は馴染むのかとの不安の声も根強い。しかし、答申は、「児童生徒の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりする…ような評価を目指すべき」とまで言う。決してランキングやラベリングによる評定的評価を求めているのではない。

だからこそ、私たちは今、共に気概をもって、道徳授業の一層の体質改善を目指さなくてはならない。現在までの成果を生かしつつも、いわゆる禁じ手とも言われるような決まりごとの網から抜け出して、開発的、開拓的発想をもち、新たな授業感覚をも携えた指導方法や学習の姿を生み出していくのである。そこには、テーマ性のある道徳授業、問題追求的な展開、切磋琢磨でき

る話し合い、一人一人の価値観の構築など、子供の主体的でたくましい学びの姿が間違いなく必要になるだろうと私は感じている。

それと同時に、先人や先輩の積み上げた叡智や多くの同志の実践的知見に学び合うことが重要だ。そうすることで、私たちが大事にしたい道徳教育観が基軸を生み出し、多様な発想がその弾力性を生み出して、しなやかな道徳授業論と開発的な展望のある道徳教育学が積み上げられていく。そのためには、私たち自身が協働しなくてはならない。

本会の神奈川支部は、まさにその力を蓄えた会であると思う。皆さんが研究紀要『道標』を発足時から発刊され、強力なネットを維持しているのはその証拠だ。しかも圧倒されるほどのその内容の充実ぶりに、モデル的な支部活動の姿が感じられる。神奈川支部の皆さんのこのような前向きなエネルギーによって、道徳教育の扉を多彩な角度から開いていただけることを心より期待している。

〔特別寄稿〕

横断的で総合的な基礎研究に期待する

国立教育政策研究所教育課程調査官 澤田 浩一

道徳教育の歴史的転換点に立ち会うことになった。重い責任を感じている。起こりうるすべてのことを見通すことはできない。意図したところとは別の方に現実が押し流されてしまうこともある。「この世のことはどんなに些細なことでも予断を許さない。人生のどんな小さなことも、予想できない多くの部分から組み合わされている。」25年の暮れ『私たちの道徳』の「この人のひと言」を選ぶ際に出会ったリルケの言葉である。正確にはリルケの言葉として書物に出ていた言葉である。原典までたどりつくことができなかつたし、内容項目にぴったりあてはまらなかつたので掲載することができなかつた。齢を重ねてはじめて胸に落ちる言葉がある。そういう言葉がいくつもあつた。格言は皮肉な辛口のものが多い。「ひとはみんな自分は友だちだという。だが、それに心を許すのは気がいだ。友だちという名称ほどありふれたものはないし、そのほんものほどめずらしいものはない。」このラ・フォンテーヌの言葉は真実かもしれないが、『私たちの道徳』には入れようとは思わない。「人生の行路をかなり遠くまで辿ってくると、以前は偶然の道連れに過ぎぬと考えていた多くの人が、ふと気がつくと、実は誠実な友だつたということがわかる。」カロッサのこの言葉を入れたら、中学生にどのように響くかと考えた。「友情、信頼」の内容項目に『論語』の「徳は孤ならず、必ず隣あり」を入れられるかとか、橘曙覧の「たのしみは心おかぬ友だちと笑ひかたりて腹をよるとき」がいいかなど、25年暮れも終電に乗り遅れたりする毎日だったが、今になって振り返ってみれば、充実した日々であつたと言ふことができる。さて26年の暮れから27年の春にかけてはどんな日々が待っているのであらう。

解散総選挙により未来は定かではないが、26年10月21日中央教育審議会において「道徳に係る教育課程の改善等について」の答申があつた。現段階では仮称であるが、「特別の教科道徳」が遠からず現実になる運びとなつた。わかりやすくすることを求められている。そもそも道徳性とはなにか。道徳を教育するとは、どのようなことをさししめしているか。あらためて考え直すよい機会であるはずとの思いが強い。56年間手つかずで変わらなかつた部分を、その後の哲学・倫理学・教育学ではどのように考えてきたのか。この30年大きく発展した心理学やこのところ発展めざましい脳科学的知見によれば、どのように考えられるのか。横断的で総合的な基礎研究を期待したい。和辻哲郎先生はじめ諸先輩方の思索をたどることがおろそかであることに気づかされる機会も多い。23年前にささやかな書齋を作つたのであつたが、体育館のバレーボールコートのかなかで過ごした時間がはるかに多かつたわが身がこの立場にあるのは不思議であり、学会の皆様

方のご助力を切にお願いするところである。「人間には天命があり、運命があり、宿命がある。これらのものをどう操作してゆくかの主体は生命である。この関係を自覚しないと人の一生は果てしもない無明の旅におわる。人間尊重とは、天命を知って運命をひらく努力を重ねながら宿命に泣く子孫を残さぬように配慮することだ。この知恵の集約が道徳である。道徳とはこの道を行けば安全だという道路標識。守るものは得をし、守らぬものは破滅する。守れ、守らぬの問題ではないらしい。」山岡荘八の文章である。児童生徒の幸せな人生行路を願い、教師と児童生徒が共に考え共に語り合う授業の広がり期待したい。キルケゴールは「未来は精神よりもはるかに多く心に属している。」と言う。遅きに失したが、ガンジーの言葉「明日死ぬかのように生きなさい。永遠に生きるかのように学びなさい。」を噛み締めている。

[研究論文]

生命尊重教育の方法論に関する一考察

田沼 茂紀(國學院大學)

Study on the methodology of respect for life education

Shigeki TANUMA

Key Words : 生命の教育、当事者性、生命観イメージマップ、自己肯定感と他者受容感

I. 問題の所在と研究の目的

1. 生命尊重教育推進の現状と課題

いじめを苦にした自殺事件や深刻な青少年による生命軽視犯罪の頻発は、わが国の学校教育において早急にその解決を迫られている喫緊課題である。ただ、このような生命軽視事案の多発傾向はこの数年といった突発的なものではない。過去に遡れば、保護者の学校不信を増幅させた「葬式ごっこ事件」として鮮烈な記憶となって残る中野富士見中学校いじめ自殺事件(1986年)、当時の子育て世代を震撼させた「酒鬼薔薇事件」と呼ばれる中学生による神戸連続児童殺傷事件(1997年)等を想起するなら、子どもの生命軽視事案が顕著な様相を呈して報道されるようになってから早四半世紀以上もの時を刻みつつある。もはや、手を拱いていることなど許されない緊急かつ切迫した状況となっているという世論の高まりがあるにもかかわらず、今日においても同様の生命軽視事案頻発傾向に未だ歯止めがかかっていないのも事実である。学校は、「生命(いのち)の教育」に対して無力なのであろうか。果たして、青少年による自死も含めた生命軽視事案を阻止する抜本的な切り札となる生命尊重教育の方法論を見出すことは可能なのであろうか。

本研究では現代の子どもが抱える心の深層と対峙し、生命尊重を基底にした望ましい人間関係構築への方法論について検討を加えることを目的とする。そして、その際、学校における生命尊重教育が内包する問題点の特殊性についても言及していきたいと考える。

2. 生命尊重教育の課題としての当事者性

本研究で対象としてイメージしている生命とは、「生命」と「人生」という双方向的な意味合いをもつ単語“life”から派生する「個の生命(いのち)」に内包される固有性、有限性、独自性、有意味性、連続性、神秘性等々を総称する概念によって形成されるものである。そして、その概念を学ぶための教育は生命を尊重(estem)しつつ、それに付随して発生する様々な問題の先にある生命への敬意(respect)について学ぶ「生命(life)の教育」である。学校教育の場では、一般

的に「生命尊重教育」と呼ばれているものである。本研究では、それらの教育が取り組みの努力の割に有効に機能しなかったり、反面教師的に子どもたちの内面に微妙な陰を落としたりしている現実を検証し、看過できない生命軽視事案の連鎖傾向を断ち切るための生命尊重教育を推進する際の視点を検討していきたいと考える。そして、そのキーワードとして取り上げたいのが「当事者性」の問題である。

近年、当事者性という用語が一般社会においても浸透しつつある。当事者性とは文字通り、名詞「当事者」に接尾辞「性」が付いたもので、当事者と非当事者との間に不可避的に発生する直接性や経験の有無といった壁を理解し、それを真摯に乗り越えようとする努力の在り方を示唆する用語でもある。例えば、障害者と非障害者とが互いに理解しつつ共生関係を生み出すといった状況に当事者性を見出すことができるであろう。生命尊重教育においても、この当事者性抜きに考えることは不可能である。

各学校で生命尊重教育の必要性について真剣に論じられ、緊迫感をもってその方法論の実証的研究に取り組むようになったのは、特に東日本大震災(2011年)以降のことである。東日本大震災という未曾有の災害は、国民的全我体験として生命尊重教育推進への大きな契機としての役割を果たす結果となった。ただ、その取り組みに比べて際だった教育実践成果、効果的な指導法開発事例等があまり聞こえてこないのはどうしてなのであろうか。もちろん、全国各地で素晴らしい様々な創意工夫溢れる実践事例は展開されているのであるが、その検証が極めて貧弱であることを取上げてここでは指摘したいのである。しかし、そのような成果主義的論点はむしろ逆効果で不毛と映るのが、残念ながら教育現場の実情である。

生命尊重教育は、「まず取り組むこと自体が大事なのであって、その成果検証ばかり問うことは実践活動推進を妨げる邪道である」、「評価のための生命尊重教育など、百害あって一利なし」といった声さえ聞こえてくるのである。果たして、学校における生命尊重教育は問題事案の現実的予防策、現実的解決策となり得ているのか。それとも無力なのか。本研究では、このような直面する課題について当事者性という視点から、掘り下げていきたいと考える。

Ⅱ. 生命尊重教育が内包する問題点と克服すべき課題

1. 生命尊重教育推進の前提としての生命観

先にも述べた通り、ここで取り上げる生命(life)は、「生命(いのち)そのもの」であり、「その人固有の人生」をも意味する。そこには生物学的な個体に宿る「いのち」、その人の人生として物語られる「いのち」、その人の人格を離れて独立した物や思想・芸術として生き続ける「いのち」というように、個人的生命には幾つかの次元の異なる階層性も含まれるのである。それをイメージマップとして表したのが、次頁の図である。

《図「生命尊重教育のイメージマップ」田沼茂紀 2007年》⁽¹⁾



このイメージマップ図で表現されるのは、生命(life)そのものもつ多様性と特殊性である。生命には固有性と有限性に基づく「生物的側面」、独自性と有意味性に基づく「社会的側面」、連続性と神秘性に基づく「文化的側面」という多様性が含まれている。そして、それらの多様性が混在し合い、相互連関的に渾然一体となった概念として形成されるのが「生命観」⁽²⁾である。

この「生命観」という用語は、生命そのものに対する個の認識にかかわる「発達の視点」を含んだ呼称であるところに特徴がある。生命尊重という概念には、当然のことであるが、質としてのQOL(Quality of Life)が常に問われる。そして、同時に知的理解を超越する宗教的生命観や超常現象的な事柄までも視野においたSOL(Sanctity of Life)という概念、生命の神聖さや生命への畏敬といった本来の生命概念から派生する諸々の諸要件が常に付きまとうのである。ゆえに、生命は“life”そのものであり、その“life”という文脈で語られなければならないのが生命観である。言わば、生命観という用語には、生命(life)という語意概念として波平恵美子(1996年)⁽³⁾が指摘する「個体に限定された生命」と「個体から開かれ連続した生命」という二側面での意味が含まれていると解すべきであろう。さらには、田中哲志(2004年)の指摘する「かけがえのない個体存

在としての私が同じくかけがえのない個体存在としての他者に応答すること」⁽⁴⁾という「かけがえのない個体存在としての応答関係」、つまり代替性の伴わない唯一無二、絶対性に裏打ちされた個体存在の内外関係性が表裏一体となったものが「生命(life)」の語意概念となろう。そして、そのような、生命への眼差しの文脈で語られるのが「生命観」という用語である。

特に、そのような文脈で生命観を語る際に不可欠なのが「発達の視点」である。人の誕生から死までを人生(life)という側面から言及するなら、幼児期、児童期、青年期、成人期、成熟期といった人生の各段階で自分が自分であり、自分自身であることの共有を通して発達課題が望ましい方向で果たされる延長線上に常に付きまどっているのが「死」であり、「死の影」・「死へ不安」である。人は「死」を迎えることで、その人生における最後の発達を遂げる。精神科医のE.キューブラー・ロス(E.Kübler-Ross,1969年)は、「死の受容プロセス(否認→怒り→取引→抑うつ→受容の5段階)」⁽⁵⁾を臨床的立場から具体的に解明して見せた。それは、死に逝く人にも「死を受け入れる」ためのターミナルケア(終末期医療としての)が必要であることを指摘したのであるが、着目したいのは人格的成長という視点に立つならば、それこそ人生最後の発達課題としての意味を有するものであるという点である。言わば、自らの死を自覚するということも人格的成長であり、この「死ぬために生きる」という二律背反的な自己課題の解を見出す人生の一大事業も発達の範疇に含まれるべきものなのである。

その点で、「生命観」という用語は、大学で多年にわたり「死への準備教育」を講じてきたアルフォンス・デーケン(A.Deeken,2003年)等が提唱する「死生学(thanatology)」における「死生観」認識プロセス⁽⁶⁾と多くの部分において同義的に重なり合う。差違として指摘できるのは、ロスの唱えた「死へのプロセスの5段階」説にもう1段階追加して「期待と希望」という第6段階を設定している点である。これはクリスチャンなど死後の永遠の生命を信じる人々の場合、第5段階の「受容」に留まらず、来世で愛する人々と再会を果たす期待と喜び、永遠の未来への希望があるからである。

デーケンが指摘するように、人間の死は消滅ではない。人間の死は独語で“sterben”と表すが、動物の死は消え去るという意味で“verenden”と表記する。この死生観という用語には、人間の死をどのように捉え、自らの死、他者の死をどう迎えるのかという死生学に基づく人生観に留まらず、死に逝く者の看取り、死別の悲嘆といった現実的かつ切実な問題、さらには死後の世界への期待と希望といった宗教的な背景等をも全て包含した概念を有しているのである。その点で本稿では、死についての学問である死生学に連なるものという視点を共有しつつも、誕生から死に至る人生(life)のプロセスを自分らしく善く生きるという成長志向性を重視した立場から「生命観」という用語を用いている。

2. 生命尊重教育を阻む他者の視点としての当事者性

死生学は人間の死をどのように考え、各自が自己の死、他人の死を、どう迎えるかについての学際的研究に重点が置かれている。言わば、人間の宿命的命題である「死(death)」から「生(life)」

を問うのである。しかし、学校教育で生命の問題を取り上げる対象は児童期、青年期前期の子どもたちである。そこには宗教的思惟、自覚という点で死生学を学ぶには十分要件を満たしているとは言い難い。むしろ、多様な概念としての自他生命への気付き、自他生命への眼差し(perspective)の発達という視点から育んでいくことが何よりも重要で、不可欠な要件であろう。しかし、生命の問題はそれ自体のもつ意味が大きい分だけ、ともすると教師の思いが先行しがちになって発達の視点を軽視した生命尊重教育に陥る傾向が往々にして生じてくるのである。この問題点の解決には、先の波平が指摘した生命の語意概念としての「個体に限定された生命」と「個体から開かれ連続した生命」という二側面にかかわる同時的理解の促進という視点が含意されていくべきである。

このような生命のもつ本質命題を、学校教育で教師はどう取り上げればよいのであろうか。大まかに述べれば、教師は子どもの生命観について安易に否定しないことである。生命の捉え方は多様である。生命は捉えようによっては、可塑性のある粘土細工みたいなものである。どのような生命観も一理あって、どれも相互往還的に連鎖して一つ一つの意味概念を形成していることを忘れてはならないのである。そして、さらに付け加えるなら、生命尊重教育を学ぶ子どもたちは勿論のこと、その指導にあたる教師の「当事者性」の問題が欠落してはならないことも重要である。そこで当事者性をどう考えるのかという視点は、生命尊重教育を語るうえで必須な最重要要件でもある。

「当事者性」という用語は社会福祉分野、学校教育で語るなら特別支援教育分野で多用される。この概念について、岡知史(2012年)は「問題となっている事柄に関して、個人的に直接的な体験をもっていること」⁽⁷⁾と定義している。つまり、人任せにせず、自分の問題として捉え、その課題解決を自ら主体的に推し進めようとする構えのことである。このような当事者性が、果たしてわが国の生命尊重教育において担保されているのだろうか。

生命尊重教育推進において、この当事者性を克服することの難しさを端的に示す事例がある。以下にその概要を示すこととする。

《佐世保市内小学校同級生殺害事件関係当事者による問題発言》

2014年6月、長崎県雲仙市内小学校で40代男性教諭が「命の教育週間」の一環として設定されていた道徳授業参観前の教室で数字遊びゲームをしていた際、「先生に勝てます」と発言した6年生男子児童に「先生に勝てなかったら、(3階教室の)窓から飛び降りてもらおうかな。冗談だけど」と保護者の前で罰ゲーム発言をし、大きな問題となった。市教育委員会は、教諭を訓告処分にした。なお、この教諭は2004(平成16)年6月、同県佐世保市内小学校で6年生女子児童がカッターナイフで同級生の女子児童を殺害した事件発生時に2人の担任を務めていた。同教諭は、その殺害事件で佐世保市教委から「一人ひとりに応じた指導ができていなかった」として嚴重注意を受けていた。

保護者等の抗議を受け、この男性教諭に訓告処分した雲仙市教委幹部は、「人一倍、命に敏感であるべきなのに、軽はずみで大変不適切な発言で、事態を重く受け止めている」と声明を出したことが新聞等で大きく報じられた。もちろん、この男性教諭の軽率な言動は学校教育への信頼を損ねるものであることに疑いの余地はない。それに対して早急に訓告処分を下した雲仙市教委の迅速な対応も、これは妥当なものであったに違いない。

しかし、腑に落ちないことである。なぜなら、2004年6月に、身近に悲惨な事件を体験しながら、人はなぜ生命軽視の言動をそうも容易くしてしまうのであろうか。その問題の本質には、フランスの哲学者V・ジャンケレヴッチ(V.Jankelevitch,1966年)が指摘した「人称態の死」⁽⁸⁾という視点がある。全ての生物にとって、自らの意志で回避できない根源的問題が「死」である。回避できない死の宿命を負いながらも、人は時として平気で自他生命を葬り去る行為に及ぶ。それはなぜか。人間を含めた全ての生物は、いずれも「自らの死」を体験できないからである。つまり、一人称の死、自らの死は永遠に「謎の死」なのである。なぜなら、自ら死を迎える時には自らが存在しないからである。よって、知的理解としての「死」は受け入れられても、「死の実感」、死の対極にある「生の実感」を理解することが想像以上に難しいのである。

よって、自分と直接的な接点をもたない三人称の死を幾ら見聞しても、あるいはいくら授業で取り上げたとしても、それが心底個人の心に響くことなど稀なのである。ならば、自分の死、見ず知らずの人の死よりも実感できる死を取り上げることでしか自他生命の価値を学ぶ術がないということになる。それは二人称の死と称されるもので、身近な家族や知己、可愛がっていたペット等を不意に対象喪失する死である。この対象との関係性を断ち切られる出来事は、人の心に大きく響く。しかし、これは死そのものの実感というよりも対象喪失感が主で、時にはグリーフ・ケア(grief-care:悲嘆からの回復手当)の必要すら伴う厄介な死の取扱いに連鎖する事柄でもある。

前述の男性教諭は、幾ら教え子の凄惨な事件を目の当たりに体験したとは言え、もしかしたら死を実感することや、生の実感を全我的に理解していなかった可能性がありはしないだろうか。一個の生命が無残にも同期生の手によって抹殺されたという事件の重大さよりも、もしかしたらその事件の発生によって自らの教師人生が狂わされたといった被害者意識が強かったのかもしれない。そうであれば、教師は死の実感は体験したつもりだったが実は自らの内面では心底の部分で受容できていなかった可能性も推測されるのである。

当事者性は、特別支援教育分野で障害の有無に関係なく教育を受ける権利として実践されるインクルーシブ教育(inclusive education)等で取り上げられることも多いが、自らの問題として心底から自覚し、実践することは容易でないことを物語っていると理解できよう。これと同様のこととして、当事者性の克服という課題が生命尊重教育の大きなハードルとなっていることは言うまでもない事実である。

Ⅲ. 全体考察 ～今後の生命尊重教育をどう推進すればよいのか～

学校で生命尊重教育を行う意義は、いったいどこにあるのであろうか。その解は、極めて単純明快である。要は、子どもが今この時を「生きていること」、そのものの尊重にあるのである。今を生き、これからの時間を生きようとしている子どもがいるから学校教育があるのであり、自分と共に歩む他者とより善い関係を構築するための資質能力の一つとして、「生命尊重意思力」を学んでいく必要があるのである。

つまり、子ども一人一人が今の自分をしっかりと生きる意思力をもてるようにすることこそが、言わば「生命尊重教育＝生命(life)の教育」なのである。そして、自分と同様に生きている他者と今を共有しながら善く生きていくための意欲や思考・判断力、行動力を身に付けていくことが生命尊重教育の指導目標であり、根本指導原理となるのである。よって、生命尊重教育は理詰めには語ったり、生命や身体の安全を護るスキルをダイレクトに身に付けさせたりするだけでなく、子ども一人一人に「自己肯定感」と「他者受容感」を心の底から感じ取らせることに尽きるである。

自分を受容できない人間は、同様に生きる他者も受容できない。自己肯定し、あるがままの自分を受容しつつ、同様に他者も受容できる「自他への眼差し」をどう形成していけるか、この一点に生命尊重教育の成否はかかっているといっても過言ではないだろう。

生命尊重というと、まず生命の大切さを理解させなければならないといふ意気込みがちである。しかし、前掲図でも明白な通り、生命の捉え方は多様である。多様な生命観を特定のものに絞り込んで単純化したり、偏った部分のみに視点を当てたりした指導では不十分である。天賦された多様性に富む生命(life)だからこそ、学校教育の様々な場面で、様々な方法で意図的に子ども一人一人に「生命観」を培っていくことが大切なのである。

(表「学校の教育課程における生命尊重教育実践指導場面想定例」)

生命観を構成する観点	学校の教育課程内教育で培うことが可能な場面
生物的存在としての生命観	生活科、理科、保健体育科等
社会的存在としての生命観	社会科、生活科、家庭科等
文化的存在としての生命観	国語科、社会科、算数・数学科、音楽科、図画工作・美術科、技術・家庭科、外国語科、保健体育科等

そして、これらの異なる生命観を架橋するのが人格形成を直接の教育目標とする道徳や特別活動での学習である。特に、自己肯定感や他者受容感の育みは道徳教育の根本的な教育的課題である。

その際に留意したいのは、子どもの生命観形成に寄与する「潜在的カリキュラム(hidden curriculum)」の影響力についてである。潜在的カリキュラムとは、子どもの学びに知らず知らずに大きな影響を及ぼす地域性、保護者の教育関心度、教師集団の専門性や土気等々、教育活動

促進環境要因である。例えば、教師が生命を語る時、死は怖いもの、死んだらそれで終わりといった態度なら、子どもの内面には不安が増大したり、時には自暴自棄に陥ったりすることも懸念されよう。また、病気の子ども、親しい家族や大切な存在を亡くした子どもの内面的傷つきは計り知れない。生の対極にある死は決して怖いものではなく、待ち焦がれるもの、あの世こそが人間本来の住まう場所といった子どもを安心させるための偏った指導も許されざるべきものであることも付け加えておきたい。生命尊重教育では天賦された生命を全うすることでしか、その当事者性を発揮し得ないからである。(了)

《引用・参考文献》

- (1) 田沼茂紀 「小・中・高・大学生および教師の生命観についての検討～生命尊重教育カリキュラム開発の視点から～」 2007年 日本道徳教育学会第69回春季大会自由研究発表提案資料
- (2) 田沼茂紀 「義務教育段階における生命尊重カリキュラム構想の課題」 2007年 高知大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要『高知大学教育実践研究』第21号 p.97
- (3) 田中智志 「他者に臨む知～序にかえて」 臨床教育人間学会編『臨床教育人間学1 他者に臨む知』2004年 世織書房 p.1
- (4) E.キューブラー・ロス 『死ぬ瞬間』鈴木晶訳 2001年 中公文庫
- (5) 波平恵美子 『いのちの文化人類学』1996年 新潮社 pp.17-18
- (6) A・デーケン 『生と死の教育』2001年 岩波書店
- (7) 岡 知史 「『当事者性』の概念について」 2012年 子ども・若者育成支援推進点検・評価会議 第2部 会報告資料
- (8) V.ジャンケレヴッチ 『死』中澤紀雄訳 1978年 みすず書房

〔研究論文〕

死生観の調査と道徳教育

—小学校から大学までの児童・生徒・学生に対する調査結果の考察より—

東風 安生(早稲田実業学校初等部)

Survey of attitudes toward life and moral education

—from consideration for students survey results from primary school to University—

Yasuo KOCHI

1 問題の所在について

80年代後半から、2014年の現在までに、青少年によるマスコミを騒がせた犯罪が多々発生した。(別紙「生と死の調査、青少年の重大事件、「死」と生命尊重の研究論文を歴史的に俯瞰した一覧表」より)また多くの死者を出した阪神淡路大震災。さらにカルト教団によるテロ事件も発生した。いやがおうでもマスコミを中心にして「死」という言葉が青少年に多く届けられた事件・事故がうねりのように襲った。そして、古今未曾有の出来事である東日本大震災の発生。今までの「死」を窓口とした生命尊重の教育では、これから前に向かって生き生きと命をかがやかせていく児童生徒を育てる教育の限界を感じた。そこで、80年代以降の日本における死生観の調査研究と道徳教育に動きについて、歴史的流れをまとめたい。また「死」を扱う道徳教育を総括し新たな生命尊重の教育を提案したい。

2 本研究のねらい

死生観と道徳教育について約35年間を俯瞰して調べたいねらいは、次の3つである。

- ① 平成元年の学習指導要領で道徳の解説編に「死」という言葉が入る以前に、「死」をタブー視した時代からの変遷を明らかにする。
- ② 80年代からの死生観を整理して、生命尊重の教育における今後の課題を明らかにして、新たな生命尊重の教育の在り方を示す。
- ③ 「生き返る」「生まれ変わる」といった「死後生」を取り上げる授業から、生命そのものをより深く見つめる指導への転換を提案したい。

①については、「生と死」を窓口にした道徳教育は、広く学校現場に紹介されてきた為に、少しずつ「死」を窓口にとりあげることは目新しいことではなくなった。生命尊重の教育を実践する場合に、「死」に関する読み物資料を教材として、「死」について児童生徒が深く考えるような指導計画を立てて実践することで、効果があがることが明確となってきた。ここで一つの節目として、生命尊重の教育のあらたな次元での指導法の視点を探るため、「生と死」の教育でいわれてきた「死のタブー視」の時代(教育委員会から「死」を扱う場合は十分に人権等に配慮するよ

うに指導を受けていた)からの次の時代へステップアップすることを本研究のねらいの第一としたい。②については、35年の時の流れの中で死生観を整理すると明らかに見えることがある。学習指導要領道徳解説編の文言に、「死」という言葉が登場した。忌み嫌い、縁起が悪いとされる「死」にまつわる事柄を学校という学びの場に登場させて子どもたちに考えさせるのがよいのだろうかと問いかける流れは戦後の特設道徳の時代から継続している考え方だった。それが1989年3月に学習指導要領が改訂されて、初めて道徳編に「死」という文言が入った。第3学年及び第4学年の3-(2)生命尊重では「この段階になると、現実性をもって死を理解できるといわれる。(後略)」と示された。また、第5学年及び第6学年の3-(2)生命尊重では「この段階においては、生命の誕生から死に至るまでの過程を理解することができる。それらを通して、生命のかけがえのなさを自覚させることが重要である。(後略)」と示されている。1980年代から盛んに「死の準備教育」⁽¹⁾や「生と死を考える」という言葉に代表されるように関心が高まった死生観について、80年代中盤で調査研究⁽²⁾が始まったのである。「メントモーリ」という言葉が示すのは、死を考えることは生を考えることにつながるという意味であり、日々あたり前のように生きている存在の自分が、あらためて生命の尊さを感じ入るのは、「生」と裏腹の「死」が窓口となりやすい。その部分に焦点を当て、タブー視されてきた死を改めて考えてみようとした⁽³⁾。その動きを学校教育においては道徳の時間を中心に生命尊重の内容項目をねらいとする授業で、その切り口として中心資料や補助資料などで扱うことが増えたのである。以上のように「死」を扱う道徳教育の流れを振り返りこの道徳教育の課題を明確にして、今後の生命尊重の教育を探っていきたい。③については、「死後生」という言葉の定義から考える。死後にも生きると読めるが、これは科学的、生物学的な言葉ではなく、どちらかという宗教的で霊的な意味を込めた言葉である。死後の世界については、キューブラ・ロスの『死ぬ瞬間』等に詳しいが、輪廻転生とか生まれ変わりなど宗教的に語られる魂のうつりかわりについて、様々な生きている人の亡くなる姿を見ていく年月を重ねていくにしたがって、自分のからだが生んでも魂は不滅だったり別のからだに宿ったりすることを願わざるを得ない生き方をしている人も多いと言われてきた。生まれ変わりを信じ、生き返るということを真実のように語る者の中には、来世ではよりよく生きたいと願う願望が込められている。これまで死生観では、この生まれ変わりや生き返りを、死に対しての直接的な体験が減少して「死」を理解していないための発言であると考えられてきた。少子高齢化社会において、家庭での死が遠ざかり、病院での死を迎えその生々しい人間の死を直視できない環境になってきたからではないかという推察もあった。しかし他者へ迷惑をかけずにあっさり死にたいという高齢者が増加する傾向を示す⁽⁴⁾現在、死に対してより自由でより明るく捉え、前向きに死を受け止めるような傾向が生まれてきたと感じる。こうした新しい宗教的な情操を今後の道徳教育に積極的に活かしていくことが可能ではないかと考え、これまでの死のとらえ方と今後について整理したいと考えた。

3 本研究の意義

これまでの「死」を窓口にした生命尊重の道德教育から一步踏み出すことができるだろうと考える。危険なワードである一方、興味を引くワードでもある「死」という言葉。この言葉を用いることで、児童の授業に対する取り組みが活性化することをねらいとしていた。そんな「死」を窓口にした授業も、また誕生から死までの生命の一貫性の中で扱った「死」の授業も、「死」だけにとどまらず、「自らよりよく生きようとする事へと気付いていく」あらたな視点での生命尊重の教育を推進していくための基盤となる研究へと押さえられるのではないかと考えている。また新たな生命尊重の教育をこれからの道德教育を考える基盤におくことで、今後の道德教育において道德性を養うためにはあらためて生命に対する畏敬の念を重視することの必要性を明確にできるのではないかと考えている。

4 本研究の方法

研究の方法としては次の4つのステップを踏んで行った。

第1に80年代以降の小学生から大学生までの死生観に関わる、ある程度学術的にも評価された調査結果をふり返る。第2に80年代以降の学術論文から3つのキーワード(「死」「生命尊重」「道德」)に該当する論文にあたる。こうした論文の中には、第1の調査結果を含む学術論文が含まれているので、学術論文の流れの中に死生観の調査を位置づける。第3に80年代以降の未成年の殺人事件や大震災、テロ事件を年表(別紙一覧表)で作成した年表にはめ込んでいく。第4に年表を俯瞰して、死生観と道德教育について考察を加える。

5 結果

(1) 第1期1980年代～1993年頃

1993年に上蘭恒太郎は、子どもの自殺やいじめを含む荒れる学校対策として道德教育が注目されている点と子ども自身は一般に大人が推し量るよりも死に対する関心が高く、死について知りたがっていると押さえた上で、「自分はいつかは死ぬと思うか」について5歳～20歳までを対象に調査をかけている。当時は、「いいえ」が10歳で0%になるなど、発達段階と死に対する普遍性や必然性の意識に関連性があることが強調されていた。また、5歳から6歳になる段階で「いつかは死ぬ」という問いに「はい」という回答が59.0%⇒84.1%へと他の年齢と比較して大きく増加している。この点が強調されているが、当時は「生き返る」とか「生まれ変わる」とかなどの回答はなかった。当時、A・デーケンの「死の準備教育」や「悲嘆の教育」など死に関わる学びが生涯学習ブームと共に話題となった。

(2) 第2期1995年頃～1997年頃

1996年に筆者は、東京都立教育研究所(略称:都研)の道德研究室で教員研究生として1年間の研究を行った。生命尊重の道德授業に関して調べていく過程で調査研究の結果から衝撃を受ける。「人間はいつかは死ぬと思う」の設問に、「思う」と回答した割合は、1982年の都研の調査結果では87.1%が、1996年実施した筆者の調査結果では70.1%となり、17.1%も減少していた。上蘭と

筆者の研究では、調査問題が微妙に異なる。上菌の「自分はいつかは死ぬと思うか」に対して、「人間はいつかは死ぬと思う」と筆者は設定した。自分自身のことよりも、客観的にみて人間という存在の生死について問うた形である。全く同じ設問ではないことから正しい比較はできないが、調査対象で同じ年齢となる11歳で比べてみると、1993年の上菌は「はい」が95.2%で、1996年の筆者は70.1%また1982年の都研実施の調査では87.1%だった。「いつかは死ぬ」に「はい」と回答した者の割合が、都研の調査に対して、11年後の上菌の調査では約8.1%上昇したが、14年後の筆者の調査では約17%下降している。上菌の調査に対して、3年後の筆者の調査は25.1%も大きく下降している。調査した地域にもよるが、この時期の大きな変化は注目に値する。

(3) 第3期1998年頃～2003年頃

1995年の金子政男らの研究⁽⁵⁾で、初めて「人は死ぬとどうなると思いますか」と小6に尋ねる調査を行った。それまでは、「人間は(もしくは自分は)いつかは死ぬと思うか」という設問だった。そのため回答も、「死ぬ」「わからない」「死なない」に仕分けされた。一方、中村博志は金子の報告を参考にして同じように「人は死ぬとどうなると思いますか」という設問を調査の中に取り入れた。これにより、それまでは「死ぬ」か「死なない」かが問題だった対象者の生と死の意識に対して、より具体的に「死ぬ」ことを前提で、死んだ後にはどうなるかという設問を設けた。ところが、この設問への回答が皮肉なことに「死ぬ」という大前提をくつがえした。「死んだら、生まれ変わる」とか「死んだら、生き返る」という回答が想定を超える割合で発生した。「死ぬ」という大前提自体が、いまの調査対象としている児童～大学生に対しては、成立しないのではないだろうかという疑問を呈していた。

これは、1997年までの第1期・第2期と調査に関連性があれば、死ぬか死なないかを尋ねていた時代にも実は「死なない」と回答を寄せていた者は約2割前後で増加傾向にあった。死なないという回答を寄せる者が増えてきているところで、第3期の設問では「死んだらどうなるか」と尋ねている訳だから、人間は死ぬと思っていない者には「死んだら」という仮定法は無意味になってしまう。それでも「人間は死ぬと思っていない」者が回答せざるをえないところで、「死んだら」と尋ねられ、「生まれ変わってくる」や「生き返る」が回答の全体のある程度の比率を占めることは想像に難くない。また、この時期に明確に提言されていることは、子どもたちの中に死に関する直接的な体験が減少している社会的背景が見渡せるという点である。何でも忌み嫌う時代に、水槽で飼育していた金魚が死んだら水洗便所に流してしまう親がいると揶揄された時代でもあり、核家族化が進み病院での死が当然となってきた時代に、子どもたちは祖父母の死にも直面せず、身近に本当の人間の死、動物の死というものを拝み、畏敬の念をもってその命の大切さに感服するような体験が減ってしまったと指摘されている。一方で、疑似体験的な死をコンピュータゲームのような普及した玩具(たまごっち)に見る時代となった。

(4) 第4期2004年頃～2010年頃

この時期には、生と死の調査を実施すればその回答には「人は死んだら生まれ変わる」とか「生

き返る」という内容のものが含まれるということが調査者側も事前に、これまでの論文や新聞記事等の調査研究から想定できるようになってきた。そこで、あらかじめ設けられた設問に「死んだら生き返ると思いますか」として、「どうなるか」ではなく「生き返るかどうか」と尋ねている。田沼茂紀⁽⁶⁾は、それに関する内容を「生命の再生・蘇り」というタグをつけて分類している。するとその回答もやはり、「とても」および「時々」思う児童は、30.1%である。長崎県教委の設問も「死んだ人が生き返ると思いますか」と尋ねて、「生き返る」と思う児童生徒が全体15.4%であった。第1期と比較して第4期になると、調査者側にすでに回答として「かけがえない生命」という前提はありながらも、失った生命が消滅せずに再び元に戻ったり、魂が生まれ変わったりすることを回答者が選ぶ可能性が高いということであらかじめ選択肢を準備するように変化してきたことがわかった。また第4期は大仲政憲の考察⁽⁷⁾からもわかるように、すでに死生観の研究は「生命の甦りや再生」を考える児童生徒の理由の分析に進んでいる。その選択肢として「人からの伝聞」が多く、同様の選択肢として「テレビ・映画等で生き返るのを見た」という回答も目立った。さらに、テレビゲーム等でのロールプレイングソフトに登場するキャラクターがリセットすると復活する現象から、TVゲーム等の過度のやり過ぎによる影響も選択肢として考える調査もでてきた。またこの時代は第二次たまごっちブームとも重なっている。

(5) 第5期2011年頃～

東日本大震災後の生と死に関する調査研究は、減少傾向を示している。2014年に発表された堀江宗政の調査研究⁽⁸⁾は、その中でもこれからの生命尊重の教育における死の扱いについて示唆的な意味を感じる。つまり、もうすでに死というものを現代社会の人々は、タブー視しない。タブー視することをタブー視している。「葬儀」に対するイメージから死に対する恐れが軽くなってきている。その結果、死者に対する葬儀などの扱いも簡素化した傾向が見られ、これが死に対する恐れも軽くなってきたと見ている。死をタブー視することはタブーである。死を遠ざけたり恐れて話の話題にしなかったりすることを禁句とする。つまり死を恐れず語っていきこうという方向へと徐々に動き始めているというのである。これは堀江の用いた「死後生」という言葉からもわかるように各人が「死んだらどうなるか」の死後について様々なイメージを持ち、人に迷惑をかけずにあの世に行きたいという傾向もみえるとしている。ただし日本人の死生観がこれで一元論的にどんな傾向か断言できない。

6 考察と提案

(1) 死生観の時代的まとめは、道徳教育にどう生かせるか

これまで見てきた各調査結果は、それぞれの研究の目的を達成するために実施した調査結果である。つまり、調査には本来の研究の目標があり、それに付随する調査の目標もあった。その中で、横断的に「生と死」に関わる部分について焦点を当てて、年代的にあらためて見直したのである。だからこそ、それぞれの調査結果について加えられている考察は、研究のテーマに関わる部分で強く主張されている。多くは児童生徒の「生と死」に関する意識を解明するための研究で

はない。しかしそれぞれの研究の一端で、必ず触れるであろう「死」の問題について、その扱われ方も時と共に変化してきていることがわかる。

象徴的なことは、平成元年の学習指導要領解説「道徳」からは、生命尊重の内容項目について、高学年では「死の重さ」を受けとめることができると示されていて、この段階においては生命の誕生から死に至るまでの過程を理解することができると書かれている。平成20年からの学習指導要領解説道徳編では、内容項目視点3にある3つの項目のうち、生命尊重の項目が小・中で筆頭に位置付けられた。この結果にさらに考察を加えてみる。

① 子どもの死生観を発達段階から考える－上藺、田沼の調査研究から

上藺の研究では、死という事柄に限定した発言をしていく転換点を探る研究過程で7歳～8歳のあたりで死に対する情報が増え、病気と死それ自体の区別ができるとしている。また9歳で、死が生とつながっていると興味をもち始める年齢と言っている。発達段階については、筆者の研究では小学校高学年の児童に調査対象をしばっているために、小学校から大学までの教育の流れの一端を見ることしかできていない。しかし、10歳から12歳の頃の児童については、上藺の研究を参考にすると9歳以降の児童が「死」について興味をもち、彼らに情報が多く集まる。それによって彼らが「死」を解釈する場合に、単純に「死んだらもう二度と元に戻らないんだよ」と親から言われたことから拡散して多様な認識方法を選べる状況になってきていると考えられる。

② 子ども自身の死に関する直接体験の不足－東風、中村、長崎県教委の調査研究から

中村の言う「子どもたちの周りから死が遠ざかった結果として、死について考える機会が減少し、死についての正しい認識が得られていないのではないか」⁽⁹⁾という仮説が示唆しているように、病院で死を迎える高齢者だったり核家族により祖父母と共に生活していない現実だったりすることで、子どもたちの日々の生活の中から身近な人の死を体験していない実態がある。第三者としてマスコミ等による報道で知った第三者の死はメディアの発達と多様化によって益々増加している。しかし中村が主張する「核家族化から家族の崩壊」や「家庭が文化の伝承の役割を果たさず」といった社会学的な指摘を耳にするたびに、死生観のアンケート調査を今後くり返しても、人間の肉体の死が絶対に生き返ることはないという100%の子どもが言うことはないだろう。間接体験とは直接体験と比較して、直接自らの感覚器官で感じ取るのではなく、途中で何らかのバイアスがかかる。このバイアスがマスコミの報道する第三者の死だったり、メディアによる仮想現実社会でのキャラクターの死と復活だったりする。すると、どうしても間接体験が増えるると比例的に生き返ることもあると考える子どもが出現すると考えられる。

③ 学校教育において意図的に「死」を考える機会を設ける－東風、中村、大仲の研究から

「死」というイメージや怖れを抱く気持ちから、「死」に関する話題や資料を子どもたちから遠ざけた方がよいのではないかという指導者側の考えが強かった。そのため学校教育では、もしも死に関する話題から子どもの自殺や死に関する事件が発生しては大変であるという心配も生まれ、道徳や理科でも安易に「死」という言葉を避け、「死」に関する学習に触れないようにしてき

た事実がある。これを「死」に関する直接的な体験(葬式に参加する、飼育していた動物の墓をつくるなど)を積極的に教育の場に取り入れようとしてきた。これにより、いわゆる死に関する体験不足に陥らずに、正面から死とは何か、死の絶対性を自ら体験的に学ぶことができるとしたのである。こうした主張や考え方は、90年代後半から随分と学校現場に取り入れられてきた。しかしその直接体験を上回るようにゲーム等による仮想現実の死を間接体験する機会が多く、文化の変遷と共にITを用いたコンピュータ社会の現実を否定できない。約20年間の袋小路を打破する必要性が高まった。

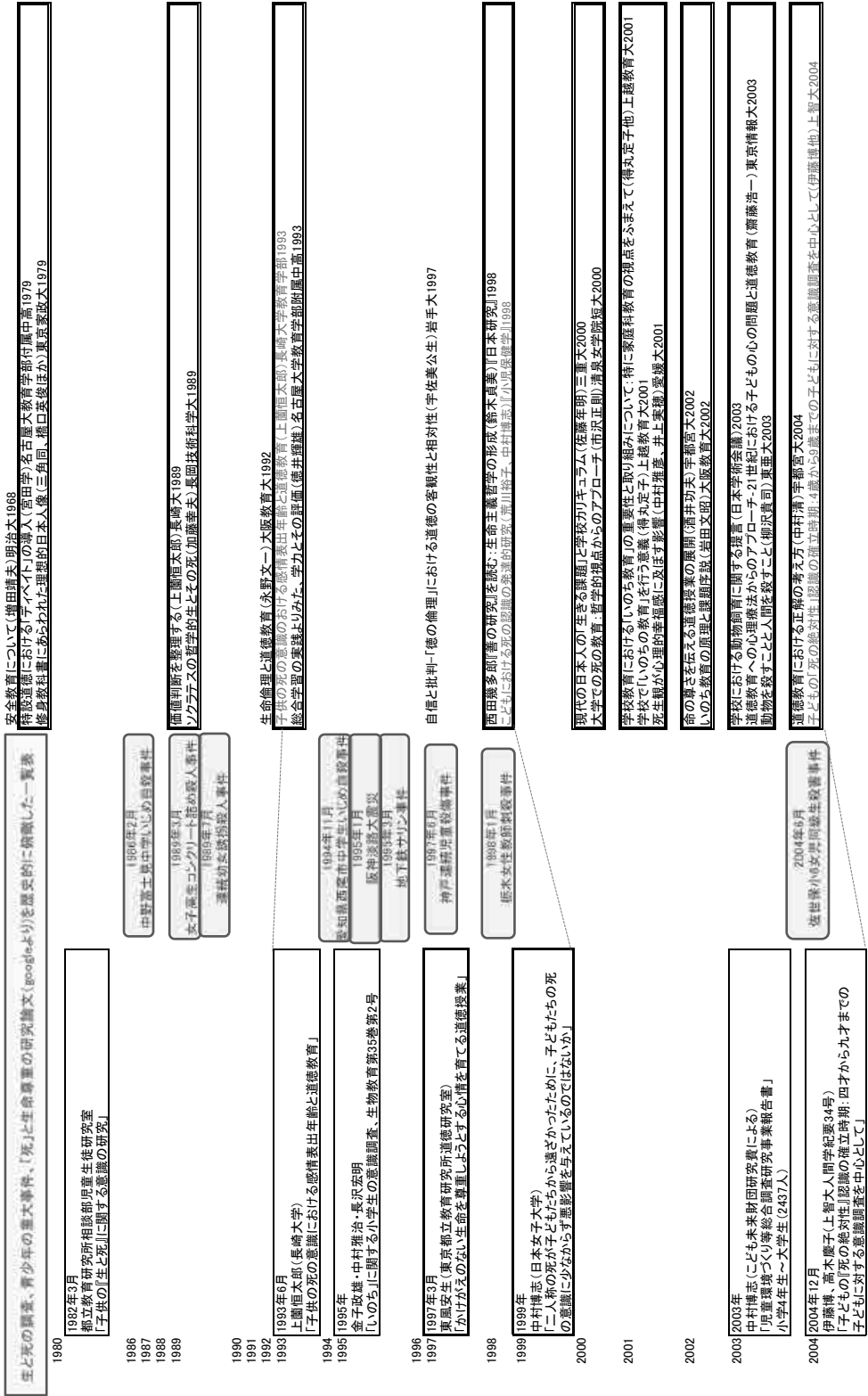
④「死後生」と宗教的情操の育成—田沼、東風、堀江の研究から

2011年3月11日の東日本大震災は、これまでの未成年者による殺人事件や猟奇的事件と道德教育の関係性を問いてきたレベルをはるかに超えて、すべての生きる人に災害の恐ろしさと自然の大きな力、そして自然に対する畏怖の心を敏感にさせた。昨日まで元気に会話をしていた友達、家族、親戚、学校の先生、地域の方々が子どもたちの目の前から消えてしまう。直接・間接の体験を超えるような出来事に、子どもたちは誰もが死んだらどうなるのだろうと不安を覚えた。「死後生」について考えることでその不安から癒され少しでも安心できる心持ちになれる状況が見えた。つまり、宗教的な情操を豊かにすることで人は人と共に困難にも打ち勝って生きていける。田沼はいわゆる3.11の以前の学生たちに対する死生観の研究から、「生命の再生や甦りへの願望」が強くなっていることを主張していた。こうした願望は学生だけでなく小学生から「死後」に関心が高い子には見られることで、これらへの関心の欲望を他者が抑えることはできない。

「死」を危険だからとか縁起が悪いから扱わないのではない。墓に葬ってそのあとは見ないようにするといった「死」の距離感よりも、日本の現状では「死」がより近いものになり、生きていく上での不安や絶望感を癒していると考える。生命尊重の教育を宗教的情操からあらため見直すことで、以前の「生と死」に関する生命尊重の教育で陥った袋小路から確実に前向きにあらたな一歩をふみだせる知見を得たと考えている。

(2) これからの道德教育に向けた提案

第1に「不死生」とか「死後生」を考える子どもが1980年代以降今日までに増えてきて、現在でも一定の割合で常時存在する。そこでこれまでのスタートである「死の準備教育」の再検討が必要なのではないかと考えた。第2に、生命尊重を柱とした道德教育を実践する場合に、「死」は生命の尊さを教えるきっかけとはなるだろう。しかし、よりよく生きようとする自らの生き方の自覚には、「生と死」の「生」からの指導と共に子どもたちに生命尊重の道德教育を実施していく必要があると考える。言い換えればこれは東日本大震災が発生し、この実態を踏まえた新たな生命尊重の教育の提案が求められていることと合致する。第3に「不死生」とか「死後生」「生命の再生や甦り」への願望が強い子どもたちの実態に対して、あらたな道德教育の対応が求められていると考える。生命に対する畏敬の念という考え方に立脚して今後は宗教的情操をしっかりと培っていく道德教育の充実が必要であると考え。今後はより生命の根源へと目を向かわせる指導の重要性を訴えたい。



2005	2005年1月 長崎県教育委員会 「児童生徒の『生と死』のイメージに関する意識調査について」 小4. 1198名、小6. 1241名、中2. 1174名	現代ラテン人の死生観-多様な現象に即して(船梨一衛)名古屋外国語大2005 「生命」に関する幼児、小、中一貫総合カリキュラム開発の試み(町井富子他)宇都宮大2005 社会構成的な道徳教育の創造へ向けて(上地完治)琉球大2005
2006		子どもと道徳教育の課題(植見龍和)四天王寺国際仏教大2006 子どもが命の大切さを実感する授業設計の試み(鈴木利明)信州大2006 学校現場におけるいのちの教育計画マトリックス活用:コンサルテーションを受けた学級担任の事例(小泉令三)福国教育大2006 学校健康教育におけるロールプレイングを用いた実践の動向(岩田英樹、野澤清司、渡部基)学校保健研究2006 日本の公教育における道徳教育の現状と課題教育(平良直)八州学園大2006
2007	2007年3月 田沼英紀(京都大学教育学部連合センター)早稲田大学「職業教育期間における生命尊重カリキュラム構造の課題」 小3.6年.121名、中3. 142名、大.学生.180名	命に響く道徳教育をめざして(藤林桂理)関西学院大2007 小学校一学年が自分の命に向かい合う際のあり方(鈴木利明)信州大2007 生命尊重の道徳授業における長期的効果の検証(金子光博)大阪教育大2007 社会活動を通じたいのちの教育の単元開発(菊地聖子)上越教育大2007 生命尊重を視点とした動物飼育活用の教育的効果とあり方と文脈システムについて(中川美穂)お茶の水女子大2007 幼児期の子どもの遊びと学び(高橋敬之、植谷直之、眞上雅信)岡山大2007
2008		宗教と理性(村野宣明)文教女子短期大2008 生活科における動物飼育の現状と課題(松本みゆき)2008 新学習指導要領道徳の方向について(藤永芳純)大阪教育大2008 細井教育としての「死生学」教育実践とその成果(木田裕造)環太平洋大2008 「いのちの授業」の今日的意義について-道徳教育の観点から(滝沢利直)東京工芸大2008 「倫理」教育を学ぶ直す(尾島隆行)東京大2008 昔話を子どもに伝えることの教育的意義(赤津純子)埼玉学園大2008
2009		死生観に関する研究の概要と展望(福永福穂)東大2009 飼育活動の意義と充実に関する研究-低学年児童の動物福祉と道徳性を高める手立て(松本みゆき)愛知教育大2009 異学年合同道徳授業の計画と展開-地域教材開発と縦断的授業(上園恒太郎他)尾崎大2009 生活科における生命尊重の教育についての一考察-飼育活動から精神的自立へ(松本みゆき他)愛知教育大2009 台湾の新課程標準及び小学校段階における児童生活活動学習について(浜島正之他)福島大2009 道徳的に考えるとはどういうことか(小沢裕)「生活科」における「最善の解」(松下行則)福島大2009 道徳教育の自学的基礎づけに関する研究(藤永芳純)大阪教育大2009 生命尊重に関する研究のあり方について(植谷直之)東大2009 生命尊重に関する研究のあり方について(植谷直之)東大2009
2010	2010年9月 大(大阪教育大学紀要第V部門第69巻第1号) 「生命尊重に関する指導のあり方」についての調査-児童・生徒から 教員養成大學生の実態に基づいて」 小4.5.6. 224名、中2. 198名、高2. 184名	生命観形成のために科学教育が果たす役割について(後野浩敏)大分大2010 シュヴァリアーの生命への畏敬と宗教教育(海谷則之)龍谷大2010 児童向け小学校道徳副読本における福祉問題(上橋宏道)四天王寺大2010 生命観の変化<2004年-2009年の5コース>学生調査から>(上原真子)帝京短大2010 生命尊重に関する調査のあり方について(植谷直之)東大2010 道徳公開講座「道徳について深く学びたい」(瀧野善苗他)長崎大2011 道徳公開講座「道徳について深く学びたい」(瀧野善苗他)長崎大2011 小学校教員を志す女子大生を対象とした死生学教育の分析(大曲美佐子)神戸女子大2011 中学校道徳副読本における福祉問題(上橋宏道)四天王寺大2011 プラナリアの観察・実験を通して、生命観を広げる科学的探究学習(木下慶之)福井大2011 太田俊雄の宗教教育思想(2)(山田耕太)敬和学園大2011
2011	2011年3月 東日本大震災 2011年10月 大津市で21世紀自殺事件	
2012		小学生の消費者の非道徳性と動物への道徳性の関連-生命尊重の教育に資するため(瀧野佐代子)帝京科学大2012 高等学校における道徳教育とキャリア教育-総合的アプローチの可能性(西野真由美)名古屋大2012 教育における実存的時間について(藤野舞)舞鶴大2012 教育の目的の動物飼育の取組線と課題(藤野舞)舞鶴大2012 生命尊重に関する調査のあり方について(植谷直之)東大2012 生命尊重に関する調査のあり方について(植谷直之)東大2012 生命尊重に関する調査のあり方について(植谷直之)東大2012
2013		子どもと生命尊重の関連(藤野舞)舞鶴大2013
2014	2014年4月 藤江宗正(東京大 死生学・応用倫理センター) 日本人の死生観をどうとらえるか-量的調査を踏まえて 藤江宗正との共同調査:自殺と死生観と社会的規範の関連について。(n=1098)	道徳授業における動物飼育の教育分析手法の検討:図表化と課題焦点化ルーブリックによる方法(吉田誠他)山形大2014 子どもと死生観の概念-文献検討-病気をもち子どもたちより良く生きる援助のために(杉本陽子他)三重看護大2014 道徳教育における内容項目「畏敬の念」に関する基礎的研究(藤井基貴)静岡大2014 日本人の死生観をどうとらえるか-量的調査を踏まえて(藤江宗正)東京大2014

《註》

- (1) A・デーケンが「生と死を考える会」を1982年に発足させた。その際に、この調査を実施した。
- (2) 金子政男、中村雅浩、長澤宏明「『いのち』に関する小学生の意識調査」 『生物教育』 vol.35 No.2 1994～95 日本生物教育学会
- (3) 中村博志編『死を通して生を考える教育－子供たちの健やかな未来をめざして』2003 川島書店
- (4) 朝日新聞世論調査2010年9～10月郵送調査「日本人の死生観」 2010年11月4日付発表
- (5) 2に同じ
- (6) 田沼茂紀「義務教育段階における生命尊重カリキュラム構造の課題」 2007 高知大学教育実践総合センター研究紀要『教育実践研究』21
- (7) 大仲政憲「生命尊重に関する指導のあり方についての指導」 2010 大阪教育大学紀要第V部門第59巻第1号
- (8) 堀江宗政「日本人の死生観をどうとらえるか－量的調査を踏まえて」 2014 東京大学死生学・応用倫理センター
- (9) 中村主催の「死を通して生を考える会」の活動は一端休止後、この件で活動を再開している。

〔研究論文〕

明治20年代の小学校の唱歌教育と道德教育

藤原 政行（日本大学生物資源科学部）

Song education and moral education in the elementary school of the Meiji 20's

Masayuki FUJIWARA

はじめに

明治時代に始まる唱歌教育は、10年代の「徳育」重視の文教政策の転換により、身体の健全な発育を補助するもの、学校教育の円滑な進行を補助するものと並んで、「徳性の涵養」のための教科として教育課程に位置づけられていくことになった。つまり、この時期の唱歌教育は徳育に重点が置かれているものの、少なくとも他のすべての面が徳育上の必要に従属すべきものであるとは考えられていなかった。しかし、20年代に入ると「教育勅語」(明治23年)が發布されるにともなって、唱歌教育は勅語の趣旨に沿って修身教育の内容を充実させる一環として考えられようになった。文部省は明治24年に「小学校祝日大祭日儀式規程」を設け、その第1条第4款で「学校長教員及生徒其祝日大祭日ニ相応スル唱歌ヲ合唱ス」⁽¹⁾と規定し、小学校では祝祭日に儀式を挙行するとともに祝祭日唱歌を斉唱することとしたのである。さらに同年、勅語の趣旨をすべての教科目の中に生かすことを強調した「小学校教則大綱」も制定され、徳育に資するところの唱歌の効用をもって、学校教育における唱歌科の存在理由とされたのである。

また、20年代には徳育の方便としての唱歌教育が、一般社会にあっては風俗改良の一環というかたちで根付いてきた時代でもあった。

そこで、本稿は明治20年代の小学校において、その教育の中で重要な位置を占めていた祝祭日儀式の形成と儀式用唱歌の選定過程を制度面から検討し、唱歌の斉唱が持つ教育的効果が徳性の涵養にあったことを明確にする。続いて、唱歌と道德の密接な関係を説く社会的主張、特に唱歌は国家の風俗改良上不可欠とされた当時の音楽教育観と唱歌教育の性格について論ずるものである。

1. 教育勅語の発布と学校儀式の形成

明治23(1890)年10月、「教育勅語」が公布された。教育勅語には、当時の国家指導層の国民に対する要請が極めて率直に表明されている。即ち、日本は皇祖皇宗の遺訓のお蔭で「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ」きた。これこそ世界に例をみない我が「国体ノ精華」であって、国民教育の根本はここに置かなければならないとし、続いて14の国民が守るべき徳目を列記し、その履行を求めたのである。ここに挙げられている徳目はすべてが古い儒教的徳目ではなく

博愛、国法遵法などの近代的市民道徳と呼べるような徳目も含まれていた。これ以後、教育勅語は国民教育の精神的支柱となり、教育万般にわたって絶対的な影響を与えることになる。

文部省は教育勅語発布と同時に、「勅語ノ謄本ヲ作り普ク之ヲ全国ノ学校ニ頒ツ凡ソ教育ノ職ニ在ル者須ク常ニ聖意ヲ奉体シテ研磨ノ務ヲ怠ラサルヘク殊ニ学校ノ式日及其他便宜日時ヲ定メ生徒ヲ会集シテ勅語ヲ奉読シ且意ヲ加ヘテ諄々誨告シ生徒ヲシテ夙夜佩服スル所アラシムヘシ」との特別の大臣訓示を発し、明治23年11月から翌24年にかけて、帝国大学や官立諸学校に天皇親署の謄本を公私立諸学校にほぼ洩れなく下付した。これを受けて各学校では、それぞれ荘重な奉読式を挙行したが、しだいにそれは祝祭日・卒業式・学校創立記念日などの際にも行われるようになった。

そこで文部省は、明治24(1891)年6月「小学校祝日大祭日儀式規程」を制定し、年10回(紀元節、天長節、元始節、神嘗祭、新嘗祭、孝明天皇祭、春季皇霊祭、神武天皇祭、秋季皇霊祭、一月一日)の祝祭日儀式において学校長、教員及び生徒一同が式場に参集して、御真影への礼拝、教育勅語の奉読と諭告、君が代その他の式日歌を合唱するという学校儀式的形式を定めた。しかしこの規程には、各祝日大祭日に歌うべき歌が示されておらず、各府県知事からの問い合わせが相次いだ。

早速な対応を迫られた文部省は、明治24年10月訓令「祝日大祭日ノ小学校唱歌用ニ供スル歌詞及楽譜ノ件」を発し、儀式を行う際の唱歌については文部大臣の許可したもの、または文部省が選定頒布したものに限るべしとした。その訓令には、「唱歌ノ人心ヲ感動スルカノ大ナルハ善ク知ル所ナリ、故ニ之ヲ教育上ニ適用センニハ須ラク其歌詞楽譜ノ雅正ニシテ心情ヲ快活純美ナラシムルモノヲ採択スヘシ、殊ニ小学校ニ於テ祝日大祭日ノ儀式ヲ行フニ当リ用フル所ノ歌詞楽譜ハ、主トシテ尊皇愛国ノ志氣ヲ振起スルニ足ルヘキモノ、所謂国歌ノ如キモノヲラサルヘカラサルハ論ヲ俟タス、然ルニ未タ適當ノ歌詞楽譜ナキカ為メ往々杜撰ノモノヲ用フルモノアリ、是レ教育上深ク憂フヘキコト」⁽²⁾であるとの「説明」も付されていた。そして、文部省は各祝日大祭日の唱歌を選定するため「祝日大祭日歌詞及楽譜審査委員会」を構成し、委員長村岡範為(東京音楽学校長)以下10名の委員と1名の顧問を発令し、後にさらに6名の委員を追加発令した⁽³⁾。しかし、「歌詞及楽譜審査委員会」は祝日大祭日唱歌を新しく選定するまでには相当な期間を要するので、既存の「文部省及東京音楽学校ノ編纂ニ係ル歌唱集」から暫定的に歌曲13曲を儀式用として指定し、明治25(1892)年1月官報に掲載した。その歌曲は、我大君(『幼稚園唱歌集』より)、君が代、天津日嗣、栄ゆく御代、五月の風、太平の曲、祝へ吾君を、瑞穂、治る御代(以上、『小学唱歌集』より)、初春、紀元節、天長節、君が代(『中等唱歌集』より)、である⁽⁴⁾。ただし、この段階では祝祭日の儀式にふさわしい唱歌は少なく、また指導できる教員の数も限られていたために、学校によっては唱歌の授業もなく、唱歌教育は多くの小学校には普及していなかったのである。

こうして、暫定的に13曲を指定してから約1年半後の明治26(1893)年8月、文部省は「小学校

ニ於テ祝日大祭日ノ儀式ヲ行ナフノ際唱歌用ニ供スル歌詞並楽譜別冊ノ通選定ス」とし、儀式用唱歌として「君が代」「勅語奉答」「一月一日」「元始祭」「紀元節」「神嘗祭」「天長節」「新嘗祭」の8曲を告示した。これは「歌詞及楽譜審査委員会」が歌詞作者に作詞を依頼し、歌詞を決定した上で作曲を宮内省雅楽部、東京音楽学校、陸海軍楽隊各関係者に委嘱し創作決定したものである。君が代、紀元節、天長節のみが前述の暫定的歌曲と重複し、他の5曲は新訂したものである。その後、各小学校では祝祭日に儀式を挙行するとともに文部省選定の儀式用唱歌を斉唱する学校も多くなり、音楽教育が普及することとなった。また同年には、「三大節」紀元節、天長節、一月一日以外の学校儀式を事実上学校の任意としているが、これは年10回もの儀式の実施が、かえって児童に与える印象を散漫にし教育効果を薄めることを懸念したものであり、厳重な儀式を少なくし強烈な感化作用を及ぼすための施策であると思われる。

ここで音楽教育普及のための教材、つまり教科書について見てみよう。明治19年に文部省令をもって教科書検定制度が施行され、唱歌教科書として初めて検定を受けて発行されたものは、大和田建樹、奥好義偏の『明治唱歌』全六集であった。この中には、「ローレライ」「庭の千草」「ロング・ロング・アゴー」「スワニー河」等の外国の名曲が多く含まれていた。そこで文部省は、明治24年に省令「小学校教則大綱」を公布し、その第10条において「唱歌ハ耳及発声器ヲ練習シテ容易キ歌曲ヲ唱フルトヲ得シメ兼ネテ音楽ノ美ヲ辨知セシメ徳性ヲ涵養スルヲ以テ要旨トス 尋常小学校ノ教科ニ唱歌ヲ加フルトキハ通常譜表ヲ用ヒシテ容易キ単音唱歌ヲ授クヘシ 高等小学校ニ於テハ初メハ前項ニ準シ漸ク譜表ヲ用ヒテ単音唱歌ヲ授クヘシ 歌詞及楽譜ハ成ルヘク本邦古今ノ名家ノ作ニ係ルモノヨリ之ヲ撰ヒ雅正ニシテ児童ノ治情ヲ快活純美ナラシムルモノタルヘシ」⁽⁵⁾として外国曲を採り入れるのではなく、邦人が作曲した歌曲を採ることを求めたのである。このような要請を受けて、明治25・26年には伊澤修二編『小学唱歌』全六巻(第一・二巻尋常小学用、第二・三巻高等小学女生徒用、第五・六巻高等小学男生徒用)が発行された。

この教科書は、明治期を通じて最も内容の充実した優れた教科書と言われ、各歌曲の五線譜と第一・二巻には数字譜をも加え、さらに歌詞と歌曲の解説、指導上の注意等が付されていた。選定された歌曲は、君が代、一月一日、紀元節、天長節(第一巻)、皇御国、春秋季皇霊祭、神武天皇祭、新嘗祭、元始祭、孝明天皇祭、神嘗祭、治る御代(第二巻)、地久祭、天長節歌、(第三巻上)、教育勅語拝読之歌(第三巻下)であり、祝祭日唱歌制定のための審査委員会の設置を意識した内容になっている。その後、各小学校では祝祭日に儀式を挙行するとともに祝祭日唱歌を斉唱する学校も次第に多くなったようである。こうした状況を踏まえて、文部省は明治33(1900)年8月「小学校令施行規則」を制定し、改めて祝祭日儀式について、その第28条で「紀元節、天長節及一月一日ニ於テハ職員及児童、学校ニ参集シテ左ノ式ヲ行フヘシ 一職員及児童『君が代』ヲ合唱ス 二職員及児童ハ 天皇陛下 皇后陛下ノ御影ニ対シ最敬礼ヲ行フ 三学校長ハ教育ニ関スル勅語ヲ奉読ス 四学校長ハ教育ニ関スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス 五職員及児童ハ其ノ祝日ニ相当スル唱歌ヲ合唱ス」⁽⁶⁾と規定した。こうして、年10回の儀式は「三大節」(紀元節、天長節、

一月一日)のみ実施することになり、儀式内容も効果が薄いと思われた事項は削除、簡略化されたのである。

これ以降小学校では、文部省選定の儀式用唱歌を中心として音楽教育が普及することになる。こうして、儀式用唱歌は唱歌教育の基本として位置づけられ、指導されたのである。

2. 唱歌教育に対する認識

前章で述べたように、明治20年代の唱歌教育は、正規の唱歌科の授業よりも儀式中の唱歌を通じて行われていた。

実は、この唱歌斉唱の持つ教育的効果に最初に着目したのは欧米留学の経験者達であった。その中でも初代文部大臣森有礼は、「国民ノ保持スベキ品位資質」を向上させるために「紀元節天長節ノ大祝日ニ当リテハ、祝賀ノ式ヲ挙ゲテ」、これを「生徒ノ脳裏ニ印銘セシメル」⁽⁷⁾ことを主張している。これを受けて文部省は明治21(1889)年に、紀元節、天長節に学校儀式を実施するように内命し、儀式の祭、歌うべき唱歌として「紀元節」歌を作成、配布した。さらに、森は音楽取調所卒業式の祝辞において「音楽ハ我国ノ教育上、未タ嘗テ之ヲ必要ノ一大事ナリト認メサリシヲ、今日ヨリ之ヲ必要ナリト思フ様ニ今日ノ卒業諸子カ大ニ働カル、ナラント信スルナリ、旧来ノ音楽ハ概シテ遊情ヲ促カスノ具タリシヲ、今日ノ卒業諸子ノ働カル、ヘキ前途ノ方向ハ、全ク之レニ反対シテ正シキ礼楽ノ楽ヲ興シテ以テ風俗ヲ改良スルニアルナリ」⁽⁸⁾と述べ、音楽は国民教育にとって必要であり、音楽を通じて風俗を改良することを期待した。

当時の音楽には雅俗の別があり、俗楽が甚だ卑しいことは以前から言われていたことである。例えば、女子の教養の一つとして歌われていた端唄、常磐津、清元等を俗曲といい、俗曲は卑猥心に訴えその感化力は絶大なものがあつた。このような俗曲の実態について、東京高等師範学校校長矢田部良吉は様々な新聞、雑誌に発表した「音楽学校論」の中で、「端唄、常磐津、清元等は下等社会の最も嗜む所にして、其余波上流社会にも達せり。殊に常磐津、清元等の如きは、不徳の方法順序を丁寧親切に教導する者なり。…故に余は曰んとす、俗曲本は下等社会の修身教科書なり(バイブル)なり」⁽⁹⁾とまで俗曲を批判している。続いて、矢田部は俗曲改良の具体的な方法について「第一 学校唱歌を盛んにする事。第二 俗曲中取るべきものは或は之を取り、或は修正を加ふる事。第三 優美高尚なる音曲の嗜好を奨励する事」の三点をあげ、特に幼児期において純良唱歌の発声機関を発達させることは徳性を涵養することになると述べている。

この俗曲批判については、すでに、文部省によって唱歌実施のための準備機関として設置された音楽取調掛(明治12年10月)の事業大要の中にもその記述が見られる。すなわち「音楽取調掛成績申報書」の第7項目には、「俗曲改良ノ事」と題して、「俗曲ノ淫奔猥褻ナルハ風教ノ酖毒ヲ為ス是其一也、俗曲ノ旋律淫風ヲ極ムルハ士人ノ趣味ヲ淫佚ニ導キ為メニ雅正善良ナル音楽ノ振興ヲ妨害スル是其二也、俗曲ノ淫邪ナルハ誘惑ノ途ヲ開キ徳教ノ涵養ヲ妨害スル是其三也、外交日新ニ際シ彼此ノ文物相融通スルノ今日ニ在リナホ此ノ如キ音曲ノ盛ニ行ハル、ハ国家ノ体面ヲ毀

損スル是其四也」とあり、俗曲が当世流行の音楽として放置されていることは、俗曲の持っている卑褻で淫風な性格のために「雅正で純美な音楽が阻害され、その結果、道徳や教育の振興も妨げられるだけでなく、外国との新たな関係における音楽の文化的交流の面でも国家の体面を維持できない」⁽¹⁰⁾というのである。そして、「俗曲ハ今日民間ノ流行ノ甚タシキモノニシテ下民ノ風俗ハ殆ト茲ニ根拠スル勢アリ故ニ人民ヲ卑褻淫行ニ誘致スルハ職トシテ此俗曲ノ然ラシムルコトトスルモ敢テ過言ニアラザルベシ」とし、それにもかかわらず「下民」という下流の人々は「淫野ノ音曲ヲ聞テ快ヲ取ラザルハナシ」という音楽の文化水準であるとまで述べている。このようなことは、やがて上流の人々にも影響を与えるので、既に識者社会の一大問題になっている。そこで、「俗曲ハ改良スルノ宜キニ如クモノナカルベシ」という考え方にもとづき「毒ヲ以テ毒ヲ救フ」の例に従い音楽取調掛がこれを適宜改良する作業に当たることにしたとある⁽¹¹⁾。このような俗曲を野卑で低級な音楽とする考え方は、当時の音楽教育の指導者がもっていた共通の音楽観といえる。

さらに、音楽は国民の風教上不可欠という考え方のみならず、音楽は徳育・智育・体育のいずれに属するかということについても当時、様々な議論がなされている。

明治24(1891)年1月29日、立憲自由党の安田愉逸は衆議院予算案に関する全院委員会において、文部省は教育を智育・徳育・体育の三部類に分けているが音楽はこの中のどの部類に属するのかについて質問している。それに対して文部次官辻新次は「之ヲ直グニドノ事ト云フコトニハ当リマセヌ、併シナガラどう云フモノニ多ク含ンデ居ルカト申シマシタラ、徳育ナドノ部ニハ大分近い事デアリマセウト思ヒマス」⁽¹²⁾と答弁し、音楽は徳育に近いものであることの認識を示した。また、当時の東京音楽学校校長伊澤修二は、雑誌『國家教育』において音楽と智育との関係を、「五官中(耳、目、舌、鼻、身)頗ル重要ナルニ二官即チ耳ト舌トヲ教養スルハ智育ノ宜シク務ムベキ所ナルニ明ニシテ唱歌ハ主トシテ此目的ヲ達スベキ一科ナリ」⁽¹³⁾とした。さらに、体育との関係についても「唱歌ヲ施スヲ以テ最良トス何トナレバ自然ノ定律ニ従ヒテ教授スルトコロノ適当ナル唱歌ハ聲音ヲ練リ正シ呼吸ヲ適度ニ使用シテ胸膈ヲ開暢シ以テ肺臟ヲ強健ナラシムルノ効益アルヲ以テナリ」⁽¹⁴⁾と述べている。しかし、文部次官の発言は重く、当時の音楽観は、音楽と徳育の関係を重視するという傾向に傾いていったのである。

この唱歌教育の目的観は、明治24年に制定された「小学校教則大綱」によりさらに明確にされる。その第1条には、「徳性ノ涵養ハ教育上最モ意ヲ用フベキナリ」とあり、唱歌は「徳性ノ涵養」に資する教科としてその教育的意義を闡明にし、その役割を果たすべく位置づけられていったのである。

それだけに、その教授法が注目されることになるが、唱歌教授法の実際を当時、広く読まれたものと推測される黒田定治・木下邦昌著『教授術』(明治24年8月初版、同年9月再版)と山高幾之丞・藤井初太郎著『実験小学教授術』(明治27年)を用いて見てみよう。

『教授術』には、先ず、唱歌についての基本的な考え方が開陳されおり、「音楽唱歌ハ人心ノ反

響ナリ、夫社会ノ人士ニ賢愚善悪ノ差別アルトキハ、歌曲モ亦自ラ善美鄙野ノ差ナキコト能ハズ、而シテ人ノ音楽唱歌ヲ好ムハ其天性ニ出ヅルモノナレバ、…早く既ニ之ヲ導クニ正道ヲ以テシ、知ラズ識ラズノ間ニ高雅優妙ノ歌曲ヲ嗜好スルノ習慣ヲ養成セザルベカラズ、是小学校ニ於テ唱歌ヲ教授スル所以ノ趣旨ナリ、音楽唱歌ハ人性ノ自然ニ基キテ一々心情ヲ感激セシムルモノナレバ、能ク善美ノ歌曲ヲ用ヒテ道德上至大至強ノ鴻益ヲ為サシムベシ⁽¹⁵⁾とある。このように、音楽(唱歌)を好むのは人間の天性である。従って、幼少期から高尚で優美な音楽を教え、音楽を嗜好する習慣を身につけることが小学校では重要である。そして、音楽(唱歌)は人間性の発露であり心情を動かすものであるから、道德性の涵養に資するものであると述べているのである⁽¹⁶⁾。

続いて、「教授の順序」においては、「先ヅ口授唱歌即チ教師ノ唱フル所ニ模倣セシムベシ、其稍々進ムニ及ビテハ音調ノ名ヲ教ヘ漸次譜表ニ移ルヲ可トス。既ニ譜表ヲ悟ルノ後ハ音譜ノ記号ヲ唱ヘシメテ音調ノ素地ヲ練習シ、然ル後始テ歌ヲ唱ヘシムベシ、其法ハ教師黑板若クハ掛図ノ前ニ立チ、教策ヲ以テ譜若クハ歌ノ文字ヲ指示シ、各生徒ニ交々之ヲ唱ヘシメ、或ハ生徒黑板若クハ音譜ノ前ニ出ダシ、教策ヲ以テ譜若クハ歌ノ文字ヲ指シツヽ之ヲ唱ヘシメ、然ル後全級或ハ該級ヲ数部ニ分チテ交々斉唱セシムベシ⁽¹⁷⁾とあり、これまで小学校において行われてきた唱歌教授の方法と同様に、教師が黑板または掛図を活用して生徒それぞれに歌わせるか、あるいは一人ひとり生徒を黑板か掛図の前に出させて歌わせ、その後、学級全体が同調し斉唱するという方法を探っていた⁽¹⁸⁾。

次に『実験小学教授術』は、その緒言で書名に「実験」と付されている意味について、「教授ノ術、固ヨリ易カラズ。多年ノ実験ヲ経ルニ非ザレバ、其ノ妙ヲト得難シ。余等、浅学短材、叨リニ事ニ教職ニ従ヒテ、未ダ一ノ得ル所アラズ。然レドモ、専此ノ術ヲ研究シテ、之ノ実験セルコト、茲ニ数年、其ノ間時々筆録シテ他日ノ参案ニ便ジ、或ハ聊後進ノ講究ニ資セシモノアリ、積ミテス堆ヲ為ス⁽¹⁹⁾と説明し、実験・試行による教育実践であることを表明している。そして、「教授ノ要旨」において、「抑音楽ハ人心ヲ慰樂セシメテ、其ノ思想ヲ高尚優美ナラシムルモノナレバ、人ノ心気ヲ静肅ナラシメ、又能ク之ヲ發揚セシムルモノナリ。見ヨ、夫ノ神仏ニ対シテ尊信ノ情操ヲ保チ、軍陣ニ臨ミテ、百万ノ大敵ヲモ恐レザル勇氣ヲ起サシムベキモノ、皆是レ音楽ノ効ニアラズヤ。サレバ、感情教養ハ、音楽ヲ待チテ始メテ其ノ全功ヲ奏スベキモノニシテ、小学校ニ於イテモ、唱歌ハ修身科ヲ助ケテ尤モ緊要ナルモノトス」とされている。このように、音楽(唱歌)は人の心を慰め、静肅し情操の陶冶に資するものであり、「修身科」と密接な関係が保持されなければならないとしているのである⁽²⁰⁾。さらに、唱歌の教授においては、「徳性の涵養」をめざし「教則大綱ニ曰ハク、唱歌ハ耳及ビ発音器ヲ練習シテ容易ニ歌曲ヲ唱フルコトヲ得セシメ、兼子テ音楽ノ美ヲ弁知セシメ、徳性ヲ涵養スルヲ以テ旨トスト。サレバ、唱歌ハ徳性涵養ヲ以テノ目的トスルモノナレバ、修身科ト等シク、尤モ静肅嚴正ニ之レガ教授ヲ為スベシ⁽²¹⁾として、唱歌教育の思想的・理論的根拠を明治24年に制定された「小学校教則大綱」においての

このように唱歌教育の目的は、卑猥な俗曲を追放し善良で雅正な歌曲を普及するための俗曲改良という側面と「徳育」主義の立場に立つ目的観を明確に打ち出しているのである。

おわりに

以上のように、明治20年代は、「教育勅語」の発布、「小学校教則大綱」の制定によって「徳育」がいっそう推進されていく時期であった。

この時期の小学校における唱歌は、純粹に音楽教育を目的としたものではなく、他教科の補助科目という性格を強く示すようになり、その後、「教育勅語」の趣旨にもとづいて制定された「小学校教則大綱」の第1条「徳性ノ涵養ハ教育上最モ意ヲ用フヘキ」を受けて、徳性の涵養に資する教科としてその教育的意義を闡明にし、その役割を果たすべく小学校教育の中に位置づけられていった。また、この時期の唱歌は、卑猥な俗曲を追放し雅正な歌曲を普及するための俗曲改良の手段としても活用されたのである。

その後、日清戦争が近づくにつれて、唱歌には尊皇愛国の志気を鼓舞し、軍人の忠節涵養の手段として「軍歌」が取り入れられるようになり、唱歌の教育への浸透の程度を増し、以前から問題となっていた俗曲は影を潜めたのである。ただし、この段階では、この唱歌の教育を充分に行えるだけの教員・教材や施設が不備であったため、軍歌を用いた唱歌の教育は徹底することはできなかったが、文部省は、「軍歌」を教えることの教育的効果を高く評価していたと思われる。さらに、明治30年代には軍国主義的教育思想を反映して、地理や歴史に関する唱歌が多く作られるようになってくる。このように、文部省は唱歌の教育的効果を徹底的に利用しようとしたのである。

《註》

- (1) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』 第3巻 88～89頁。
- (2) 前同書『明治以降教育制度発達史』 第3巻 90～92頁。
- (3) 祝日大祭日歌詞及楽譜審査委員は、次のとおりである。黒川真頼(東京帝国大学教授文学博士)、野尻精一(高等師範学校教授)、瓜生繁(東京音楽学校教授)、上原六四郎(東京音楽学校教授)、鳥居忱(東京音楽学校教授)、上眞行(東京音楽学校教授)、渡邊薫之助(文部視学官)、篠田利英(女子高等師範学校教授)、佐藤誠実(文部省属)ルードルフ・ディトリヒ(顧問、東京音楽学校備教師)以上、明治24年10月20日発令。神津専三郎(東京音楽学校教授)、林廣守(宮内省雅楽部副長)以上、明治25年3月18日委員増員発令。小山作之助(東京音楽学校卒業生)、山井基萬(宮内省雅楽部伶人長)、林廣継(宮内省雅楽部伶人)、納所辨次郎(学習院教授)以上、明治25年3月23日追加増員発令。
- (4) 東京音楽学校編纂『中等唱歌集』の「君が代」は、今日、国歌としてうたわれているものであり、林廣守と奥好義の作曲になるものである。文部省音楽取調掛編纂『小学唱歌集初編』の「君が代」は、源三位頼政の歌を2番の歌詞とし、ウェブの作曲になるものである。

- (5) 前掲書『明治以降教育制度発達史』 第3巻 95～103頁。
- (6) 前同書『明治以降教育制度発達史』 第4巻 60～114頁。
- (7) 大久保利謙編『森有礼全集』 第三巻 80頁。
- (8) 前同書『森有礼全集』 第一巻 468～468頁。
- (9) 矢田部良吉の「音楽学校論」『日本』 明治24年1月13日。
- (10) 河口道朗『近代音楽教育論成立史研究』 151頁。
- (11) 前掲書「音楽学校論」『日本』 明治24年1月13日。
- (12) 『國家教育』 第5号 明治24年2月12日。平田公子「明治20年代の日本音楽観—東京音楽学校存廢論争を通して—」『人間発達文化学類論集』 第8号 46～48頁。
- (13) 「学校唱歌ノ智育体育ニ於ケル關係」『國家教育』 第5号 明治24年2月12日。
- (14) 「健康上ノ關係」『國家教育』 第5号 明治24年2月12日。
- (15) 黒田定治・木下邦昌『教授術』 明治24年 130～131頁。
- (16) 前掲書『近代音楽教育論成立史研究』 314～315頁参照。
- (17) 前掲書『教授術』 133～134頁。
- (18) 前掲書『近代音楽教育論成立史研究』 315～316頁参照。
- (19) 山高幾之丞・藤井初太郎『実験小学教授術』 10頁。
- (20) 前同書『実験小学教授術』 196頁。
- (21) 前同書『実験小学教授術』 197頁。

〔実践研究論文〕

中学校での問題行動改善へ向けての取り組み

—道徳・特別活動の充実を通して—

富岡 栄（高崎市立第一中学校）

Action for the problem action improvement at the junior high school

Let substantial morality and extracurricular activities pass.

Sakae TOMIOKA

1 問題の所在

学校には軽重の差こそあれ多くの生徒指導上の諸問題を抱えている。法整備に至るまでになつたいじめの問題、不登校の問題、暴力行為や非行の問題など多くの課題が山積している。そのような中、筆者が校長として赴任したN中学校では着任早々から生徒指導上の諸問題が発生していた。特に、三年生を中心に問題行動が多発した。具体的には、教師に対する暴言暴行、生徒間暴力、授業妨害や授業エスケープ、学校のルール違反、喫煙、器物破損等である。これらの事象が発生すると、その対応や処理に膨大な時間やエネルギーを費やすことになり、問題発生の原因を究明し、その未然防止策を考え講ずることは難しい。さらに、保護者との関係も円滑であれば改善の見通しも立てやすいが、互いに不信感が生じたこともあり、解決への道筋が混迷を極めた。このような中、頻繁に問題行動を起こす生徒に関しては劇的な改善は難しく、彼らの居場所づくりが大きな課題であった。また、集団の力も育っておらず自浄力がないため一部の生徒の悪影響を受けて中間層が負の方向へ流れる傾向にあり、学年崩壊の様相を呈していった。当時の三年生の中で一番問題を抱えていると思われる生徒の発言「自分のことを好きな奴なんか、この世の中にいるはずがねえー！！」は印象的であり、自尊感情の低さを痛感した。自分自身を卑下し、学校の中での居場所や認められる場面もなく、自暴自棄になっているように感じられた。以上のような実態に直面して、この課題解決のためには、問題行動を起こす生徒たち、その周辺部にいる生徒たち、さらに、声には出さないが現状を改善したいと思っている生徒に、自分自身を見つめ、よさを発見し、それを納得させ、自信を持たせることが必要だと考えた。そこで、解決のための具体的な方策として、道徳性や自主性、自尊感情を高めることを目指し、道徳教育や特別活動を充実させ、それら有機的に関連させた実践に取り組むこととした。この取り組みにより、一人一人の生徒の学校での居場所づくりをして、個として集団として健全な中学生を育て、生徒指導上落ち着いた学校の構築を目指した。本実践研究は、筆者が校長として在職した3年間の取り組みである。

2 研究のねらい

道徳教育と特別活動を充実させ、それらを有機的に関連付けることにより道徳性や自主性を高める。そして、生徒の主体的な活動の場を設定することで、成就感や達成感を味わう中で自尊感情を高めると同時に居場所作りに努める。これらのことにより、問題行動を減少させ、生徒指導上落ち着いた学校を構築することが本取り組みのねらいである。

3 研究の内容

(1) 全校道徳、全校学級活動の実施

全校道徳や全校学級活動は校長が中心となり全校の生徒を対象に一月に一回程度実施している。全校道徳は、校長の基本方針である「み・そ・あ・じ・か」(み・・身だしなみ、そ・・掃除、あ・・挨拶、じ・・時間を守る、か・・感謝)の内容や重点項目と考えている生命尊重や規範意識の価値を上げて実践している。また、全校学級活動では学校の課題や各行事の意義や成功させるための方法等について話し合った。

全校道徳の基本的な授業形態は一年から三年生の各学級任意の代表1、2名が体育館のステージ上にあがり、校長はその生徒達を中心に授業を進める。そして、必要に応じフロアーの生徒にも意見を求める。また、全校学級活動では、校長や生徒会担当教諭がアドバイザーとなり、生徒会が中心となり進めた。全校道徳、全校学級活動の年間の予定は以下のとおりである。

4月 全校道徳 「基本的生活習慣について考える」

以下に具体的事例1として示す。

5月 全校道徳 「生命尊重、命の偶然性 有限性 連続性について」

6月 全校道徳 「野口英世」の生き方について学ぶ

7月 全校学級活動 「中体連壮行会 勝利を目指し全力を出し切ろう」

9月 全校学級活動 「体育大会を盛り上げよう」

9月 全校道徳 「あいさつの大切さについて考える」

10月 全校学級活動「学校の課題を考え改善しよう」

「学校の課題を考え改善しよう」の大まかな流れ

- ① 9月上旬 生徒会からの提案。提案の趣旨は、「本校の問題点を洗い出し、その中から課題を設定して、改善していく」である。
- ② 9月中旬 学級討議 学級の意見集約
- ③ 9月下旬 生徒会中央委員会開催(本部役員、学級代表、各部長、各委員会委員長)して、課題を設定する。
- ④ 9月下旬 学級代表は各学級で全校学級活動での課題について報告する。
- ⑤ 10月上旬 全校学級活動

- 10月 全校学級活動 「文化祭を成功させよう」
- 11月 全校道徳 「生命尊重について」
- 12月 全校道徳 「人権週間 外部講師による講話 鍵山英三郎さんに学ぶ」
- 1月 全校道徳 「感謝の気持ちを持つ」
- 2月 全校学級活動 「三年生を送る会」
- 3月 全校学級活動 「一年を振り返ってのまとめと今後の個人と本校の課題と解決策」

②具体的事例1 全校道徳「基本的生活習慣について考える」生徒会活動を活用した道徳の授業
ア 資料について

本授業では読み物資料や視聴覚資料は活用せず、日頃、生徒会が中心になって行っている「あいさつ運動」「チャイム着席運動」を振り返ることにより自分の体験を想起することで授業を展開した。

イ ねらい

あいさつすることや時間を守ることの大切さを再認識する中で、学校生活や社会生活の中で基本的な生活習慣を確立していこうとする意欲を高める。

ウ 展開の概要

校長の活動	ステージ上の生徒の活動	フロアの生徒の活動
○あいさつ運動をどのような思いでしているのか。また、あいさつ運動をしていてうれしかったことを問う。	☆日頃の思いや悩みを素直な気持ちで述べる。 ☆フロアの生徒の意見を聞いている。	□ステージ上の生徒の考えを聞いている。 □自分の意見を述べたい生徒は挙手をして意見を述べる。
○あいさつ運動をしていて困ったことを問う。	☆自分の思いや考えを述べる。	□ステージ上の発表を聞いている。
○チャイム着席運動についても、あいさつ運動と同様の問いをする。	☆あいさつ運動の場合と同様	□あいさつ運動の場合と同様
○ゲストティチャーを紹介する。	☆ゲストティチャーの話を聞く。	□ゲストティチャーの話を聞く。

※ゲストティチャーは毎朝、あいさつ運動に協力していただいている地域の方

(2)校内研修での取り組み

①行事を中心とした道徳の時間、学級活動の有機的関連を図った指導

校内研修テーマを「主体的に活動する生徒の育成～特別活動・道徳の充実を通して～」と設定し、道徳の時間と特別活動を中心に据えて取り組んだ。本テーマに設定した意図は、生徒指導諸問題への解決の糸口として、積極的な生徒指導という視点で、道徳教育や特別活動を重視したいという教職員の意見が多かったからである。具体的には以下の5行事、バレーボール大会(6月

表1)、中体連壮行会(7月)、体育大会(10月)、文化祭・合唱コンクール(11月)、人権週間(12月)について、行事を中心として、道徳の時間+学級活動⇒行事⇒学級活動(あるいは学級活動⇒行事⇒道徳の時間)を有機的に関連付け全校で指導にあたった。

表1

	1年	2年	3年
道徳	4-(4)集団生活の向上 副読本より「席替え」	4-(4)集団生活の向上 副読本より「明かりの下の 燭台」	4-(4)集団生活の向上 副読本より「ハチドリのみ としづく」
学活	○クラス目標の決定 クラスでまとまって行事に向けての意識を高める。 ○個人目標の設定 クラスの中で自分が何ができるかを考え主体的に取り組む意欲を高める。		
学校行事	バレーボール大会		
学活	○バレーボール大会を振り返って 各自の役割を果たせたことを認め合い、今後の学校生活の目標を考える。		

②一人一授業の実践と校長による師範授業実践

校内研修の一環として、年間一人一公開授業を行った。具体的には、全教諭が5月～12月の期間に、学級担任教師は道徳の授業か学級活動を、学級担任外の教師は担当している教科で略案に育成すべき道徳的価値を明記した上で授業を行った。校長、教頭をはじめとして、空き時間の教諭が参観し、授業後には必ず校長を中心として授業検討会を実施した。また、担任等から要請があれば、校長が道徳の師範授業を行った。

(3)生徒会活動の活性化

①新たな生徒会行事の取り組み

ア 市夏季中体連前の部活動壮行会の実施

県の中体連夏季大会は、郡市大会を夏季休業開始前後に行い、県大会を7月下旬に実施している。そして、県の上位チームは関東大会、さらに、全国大会へと駒を進めることになる。県内の多くの学校が郡市大会の前に校内で壮行会を実施しているが、N校ではしばらく実施されていなかった。この理由については、学校が荒れている中で、生徒たちに行事をゆだねると收拾がつかない状況があったからである。しかし、N校のように部活動を熱心に指導する教師も多く、かつ、真剣に励んでいる生徒も多いこと、さらに、結果も残すことができおり、県大会出場者は毎年市内の中学校の中でも最も多い学校の一つであり、毎年、関東大会、全国大会に出場する生徒もいることを考え合わせると、壮行会が実施されていないことに違和感を覚えていた。このような実態の中、生徒の努力している姿や実績をおさめていることを認め称賛することにより、生徒の部活動への意欲を喚起すると同時に、自己存在感や自己肯定感を高めたいという願いで、部活動壮

行会を実施するに至った。生徒会を中心として、自らの手で実施できるよう支援した。

イ 生徒会役員選挙の見直し

N校の生徒会本部役員は二年生と三年生の4名ずつ、計8名の生徒で構成されていた。生徒会役員選挙は毎年10月に実施され、一、二年生から立候補を受け付け、学年ごとに立会演説会を開き学年内で当選者を決めている。一年生から4名、二年生から4名が選出され、8名の話し合いにより役職が決定する。よって、三年生に投票権はなく、中学校生活三年生の後半は自らが関与しない生徒会となっている。このようなシステムになったのも、学校の荒れの中で三年生の不当な介入や投げやりな選挙を排除するためであったが、民主主義の視点からは不適当なシステムと思われる。このことは、以前から話題にのぼり検討されたが、現行のシステムを継続してきた経緯がある。この議論については、教師サイドでの話題であったので、生徒会にも提供したところ、改正したいとの意向があり、生徒会を中心に検討して生徒会の選挙方法についても改正を行った。主な変更点は、三年生にも投票権があるということと、全校で立会演説会を行うことである。

②生徒会主催によるあいさつ運動の実施やチャイム着席運動への取り組み。

ア あいさつ運動

生徒会の提案で、朝のあいさつ運動を実施することになった。N校では、PTAが毎日輪番で8:10～8:30の20分間朝のあいさつ運動を行っている。生徒は部活動ごとに曜日を指定して朝の8:00～8:15の間あいさつ運動を実施するようになった。

イ チャイム着席運動(1週間継続実施 毎月実施)

基本的な生活習慣や学習に対する取り組みを改善するためにチャイム着席運動を実施した。生徒会本部役員、学級委員が中心になり、実施の意義、内容、方法について話し合いを行った上で実践した。チャイム着席のチェック方法については、1～6校時の間にチャイムが鳴り終わるまでに着席できていなければ違反とする。つまり、一人一日最大で6回の違反となる。チェックは班ごとに行い、チェック者は各班の班長が行う。そして、実施後、クラスごとに一週間の違反回数を生徒会本部に報告し、学年ごとに集計して、給食時の放送や生徒会新聞を通じて数字を発表し、生徒会長が講評を加えている。

(4) 道徳教育推進教師の役割の明確化と拡充

学習指導要領第3章道徳において「各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(以下「道徳教育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。」と、示されている。このことは、道徳教育に関してさらなる校長のリーダーシップが要請されたことを意味しており、また、これまでの道徳主任の範疇を広げた役割が道徳教育推進教師に求められている。もちろん、道徳教育の充実、推進には校長の道徳教育に対する識見や意欲は当然重要なことではあるが、実働する道徳教育推進教師の働きかけが道徳教育充実、推進の成否を握ると言っても過言でない。そこで、学習指導要領に示されている〔道徳教育推進教

師の役割]を参考にしながら道徳教育推進教師に以下の①～⑤について力点をおいて取り組むよう指示した。

①企画委員会や校内研修への参画

N校では企画委員会を週時程に位置付けて週一時間実施している。内容は翌週の予定を確認したり、職員会議の要項を検討したり、学校教育活動全般について話し合い等を行っている。構成メンバーは校長、教頭、教務、各学年主任、事務長であったが、この中に道徳教育推進教師を加えた。道徳教育推進教師は、この会議の中で種々道徳教育関係の提案を行っている。全体計画や年間指導計画を各学年会議や職員会議で検討することを要請したり、道徳教育の充実、推進に向けての取り組みを提案したり、さらに、校内研修では行事を中心として道徳の時間や学級活動の有機的な関連を図った提案を、研修主任や特別活動主任と連携を図りながら行っている。

②道徳教育の全体計画、年間指導計画の見直し検討

③道徳の時間の資料の整備や開発充実

開発した自作資料は、ペーパーベースで保存したり、電子媒体で保存したりして、資料が散逸しないように工夫している。

④各教科主任との連携

各教科では、学習指導要領において、その特質に応じて、道徳的価値と照らし合わせながら適切に指導することが明記されている。これにより、各教科の年間指導計画の中に「道徳教育との関連」の欄を設けて、各教科の指導内容に含まれている道徳的価値を明示した。各教科の年間指導計画の作成に関しても、道徳教育推進教師が関わりながら作成している。

⑤教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること

N校では学校支援センターが機能している。これは、地域の外部人材をボランティアとして登録して、学校教育活動に支援・協力していただくシステムである。道徳の時間や全校道徳にもゲストティチャーとして参加する場面もあり、担当は道徳教育推進教師が務めている。

(5)人事評価の活用

人事評価の第一回の個人面談は6月中に実施している。その際、学級担任には道徳の時間や学級活動に関する今年度の目標について尋ね目標の意識化を図り、道徳の時間や学級活動を大切にしたい旨を伝える。また、学級担任外の教師に対しては学年職員として道徳教育や特別活動の充実に向けて学級担任をサポートすることを依頼する。

4 成果と今後の課題

本実践研究は、道徳教育と特別活動を充実させ、道徳性や自主性、自尊感情を育成することで学校の「荒れ」を収め、生徒指導上落ち着いた学校の構築を目指して取り組んできた。もちろん、生徒の現状を改善するためには、このことだけを実践してきたわけではなく、いわゆる応急的な対応も多々講じてきた。保護者集会、何度にも及ぶ保護者による授業参観、あるいは地域の区長

会、各種健全育成団体へのお願い、教育委員会や警察への相談、そして、全教職員による規律指導の確認等々も行ってきた。

いろいろな対応策が功を奏して、次第に、表面的な「荒れ」も沈静化していったように思える。しかしながら、一度「荒れ」が生ずると、劇的に改善することは難しく、当該学年の生徒が卒業するまで影響がありがちであり、全体として落ち着いた雰囲気が続いた。このような中で、次に心配されたことが下級生への影響である。学校の雰囲気は最上級生に左右されやすい傾向にある。特に、思春期にある中学生はその傾向が強く、生徒指導上の問題を有する三年生の中には二年生に接近し、二年生の「将来的な荒れ」も心配された。しかし、次年度は前年のような荒れはなかった。そして、赴任3年目の三年生は、それまでの実践の成果もあり集団としての力が育ってきており、問題を抱える生徒もいたが2年前のような学校の荒れはなくなり生徒指導上落ち着いていった。生徒会を中心に自主的、自治的な態度が育ってきて、学校全体がとてもよい雰囲気に包まれていった。

本実践研究では、生徒の道徳性や自主性を高めること、そして、生徒の活躍の場を設け、自尊感情を高めることにより生徒指導上の諸問題、とりわけ問題行動の改善を願い実践を続けてきた。学校評価でも、教職員や保護者等から問題行動が年度を追う事に改善されてきたとの評価を得ている。この改善の一役を担ったのが道徳教育であると指摘する教職員がいる。全校道徳は道徳授業の進め方について参考になり、それを生かし道徳の授業を重ねる中で生徒の言動が変化してきたと述べる教師が増えた。また、廊下等で生徒とすれ違う時、全校道徳に関しての感想や意見を述べてくれる生徒もいた。さらに、学校行事と道徳の時間や学級活動を有機的に関連付けた指導も有効的に働いていると述べる教職員も多い。6月に実施したバレーボール大会では《集団生活の向上》、そして、9月の陸上大会では《自分の役割を果たす》、さらに、11月の文化祭では、《協力》を意図として実践してきた。このような実践が相乗効果となり、それぞれの道徳的価値が実践を通して根付き、生徒の変容へとつながっていったと考えられる。加えて、道徳推進教師がいろいろな場面に関わっており、機能しているとの指摘もある。そして、生徒会を中心に全校学級活動や行事に取り組んだことは自主性を育てると共に、意欲も育て、活気ある雰囲気を醸成していった。生徒のアンケートでも、集団としてまとまりがあり、規範意識が育ちつつあると回答している生徒が増加した。

学校の「荒れ」の発生については、生徒一人一人のパーソナリティの問題も大きいですが、グループ・ダイナミクスという視点で捉えると、いわゆる集団の中での中間層のあり方で左右されると思われる。中間層の生徒が一部の問題行動を有する生徒に影響され、それらの生徒に同調すると収拾がつかなくなる。中間層の生徒が良識ある集団になるか否かが、学校健全化への最大の岐路であると思われる。また、問題行動を起こす生徒も、当初より問題を起こしたわけではなく、成功体験がなく、挫折否定体験の積み重ねによるストレスの表出と捉える事ができる。これらのことを考え合わせると、道徳教育を充実させ道徳性を高めることや、学校行事等の特別活動の中で生

徒の活躍の場をできるだけ設定して褒め励ますことを通じて自主性や自尊感情を高める工夫をすることが重要である。

本実践研究の道德教育や特別活動を充実させ、それぞれを有機的に関連づけた取り組みは、生徒指導上安定した学校の構築のために一定の効果をもたらしたと言えよう。ただ、成果が上がったとしても生徒は毎年入れ替わり、中学生期は思春期の不安定な時期でもあるので、それに甘んずることがあってはならない。生徒の実態をしっかりと把握して工夫をしながら適切な支援・指導をすることが今後も必要である。

《参考文献》

中学校学習指導要領解説「道德編」、「特別活動編」 文部科学省2008年
「生徒指導提要」 文部科学省2010年

〔研究・実践ノート〕

道徳授業には人生を支える大きな力がある

根岸 久明 (横浜市立大正中学校)

私は、いま現在は校長という立場ではあるが、もともとは教員である。まだ、教員になって経験も浅いころ生徒指導が大変で、日々、何か事件・事故が起きている状態であった。そのようなとき先輩教師が、このようなことを言ってきた。「毎日、毎日、生徒指導に追われ、何かがあるから対応する、その繰り返しでいいのか。その前に何かやることは無いのか。」私は答えに困っていた。するとその先輩は、こう言ってきた。

「それには道徳授業が大事だよ。子どもたちの心をまずつくろうよ。」そう言われても、どうやっていいのか分からなかった。

しばらくすると、その先輩は私に、「こんな資料があるんだけど、読んでみて。お前ならどんな発問を生徒たちにする。」またあるときは、「こんなビデオがあるが視聴して、どんな発問をするか考えてごらん。」と言ってきた。

当時は、道徳の時間の授業の進め方もよくわからず、自分流で適当に指導していた。そんな中、その先輩から横浜市教育委員会が主催する教育課程研究協議会道徳専門部会で提案された、1時間の道徳の時間の指導過程を教えてもらった。私は、それをもとに生徒たちの心に価値が届くための道徳授業を全力投球で実践した。

そして、やがてその先輩教師から中学校校長会が組織する道徳教育部会の役員をやってみないかという誘いがあり、私はそれを受けることにした。その会合は月に1回程度開かれた。そこには道徳のエキスパートの方々がいて、多くのことを学ぶことができた。このことをきっかけに道徳というものに序々にのめり込んでいった。

その時は、私はこれまでいた学校を異動し、港北区の綱島に近い中学校で仕事をした。転勤したその学校の3年生の学級は結構大変な学級で、授業中でもシンナーを吸引している生徒もいるほどであった。その生徒は、家出を繰り返し、遅刻も多く、タバコを吸い、髪を染め、異装をしてくるといった状態であった。

あるとき学年会で、「先生のところのあの生徒の服装を何とか正してほしい。他の生徒に示しがない。」

私は、もともと話すのがあまり得意ではないので、なんと言って説得しようか考えた。そして考えついたのが、なぜ異装がいけないのか原稿用紙に書くということであった。しかし書いている途中で思った。「こんなことを書いても、あの子が読むわけがないと。」しかし、夜遅くまでか

かって書きあげた。

次の日、その生徒に、「なぜその服装ではいけないか書いたから読んでくれ」と渡した。その生徒は案の定、その原稿をさっと見て、「分かった分かった」といって私が苦労して書いた原稿用紙を投げ捨てた。私は、心の中で「やっぱり読むわけないよな」とつぶやいた。しかし、その生徒は次の日、異装をしてこなかった。ああ、この生徒に私の気持ち、思いが通じたんだと思った。とてもうれしかったことを昨日のように覚えている。

そのようなとき、一つの本に出会った。その本は、赤坂雅裕さんという方が書かれた「道徳授業奮闘記 ～燃える中学生～」という本であった。

これを読んだ私は目からうろこが落ちたような気がした。私は一気に読みあげた。「自分も、こういう授業をやってみたい」と強く思った。

そして、その学級で授業を実施してみた。しかし、なかなか上手に実践することができなかったが、なんとなく手応えを感じる時もあるようになってきた。

特に、その本に書かれていた、さだまさしさんの「風に立つライオン」の授業の時は、授業の途中で泣いている生徒もでるほどであった。この授業を実施したあとに生徒たちに感想を書かせたところ、「もっと早くこの授業を受けたかった」などと綴られていた。このような授業を積み重ねていくなかで、なんとなく生徒たちの心も穏やかになっていくのを感じていた。私は、道徳授業(教育)は大きな力をもっているなど感じていた。

そしてその子たちも卒業の時が来た。卒業式では、シンナーを吸引した生徒が巣立ちの歌を合唱しているときに、真っ先に声を出して泣き出した。思わず私も目頭が熱くなり涙が止まらなくなった。

そして最後の学活。私が教室のドアをあけると、学級の生徒たちが両サイドに列に花を一輪ずつ持って並んでいた。一番奥にはシンナー吸引、家出、異装等、いろいろあった生徒が大きな包みを持って待っていた。

両サイドにいる生徒達は一輪の花を私に手渡してくれた。そして、その生徒のところまで辿り着くと、その生徒は泣きながら、「先生、いままで迷惑かけてごめんね。」と言ってくれた。私も涙が止まらなくなった。「今日は最高の日だ」と心の中で強く思った。

私には、このような思い出が数多くある。

そして今、校長という立場で教壇に立ち生徒たちを直接教えるということはなくなった。

そのようなとき、西区の先輩校長から声が掛かった。

西区は、学校数が少ないこともあり学校の枠を越えて若手の先生方を一同に会して教員合同研修会を月1回ペースで開催してる。その会合の中に道徳教育というテーマがあった。そこで、その会から、私が長年、道徳教育に携わってきたこともあり、講師の依頼があった。私はそれを受けすることにした。

当日、私は3回の模擬授業を行った。一回目は「風に立つライオン」の模擬授業である。二回

目は、3.11の東日本大震災の際に母親を津波で亡くした娘の思いを綴った内容であり家族愛をテーマにした模擬授業である。三回目は、体育大会の長縄跳びを題材にした模擬授業であった。

このときは若手の先生方を生徒に見立てて授業を行った。授業後の感想を読ませていただき、改めて感じたことは、道徳授業(教育)は大きな力を持っているということであった。

その時の感想を一部、紹介する。

- 生徒の心を揺さぶる教材と教師の思いをぶつける授業こそが、子どもたちの心の育成の中心に迫れるのだと思いました。心と心の対話ができる授業、価値把握をしっかりできる授業をしたいと強く思いました。
- 資料には力があることを実感しました。私は今回の3本の模擬授業でもし自分ならと深く考えさせられました。
- 今回の資料が現実にあった話と聞き、余計に強く関心を持ちました。そして、余計真剣に考えさせられました。
- どの道徳の教材もとても感動しました。私を感じたように子どもたちが感動したり、心に残る授業をしていくことが大切だと思いました。特に最後にやった大縄跳びの教材は、いま受け持っている学年にあてはまる身近なものなので、私も次、担任になったらやってみたいと思いました。
- 道徳の授業でこんなに泣きそうになったのは初めてでした。「風に立つライオン」という歌や新聞記事の内容など、実際にあった話を道徳の資料・題材にすることで生徒の心に届きやすくなるのだと感じました。

そしていま私は、不治の病で生きてくても強く生きていけない人々や、障害のある子どもたちを取り上げた道徳授業の展開も学校現場でもっともっと取りあげられるべきであると感じている。ただ扱うには十分な配慮も必要となることはいうまでもない。

世の中には、我々がまだよく知らない難病にかかっている人々や障害のある子どもたちがいる。そして当然、そこには親がいる。その親御さんたちは、我が子の将来を考えるととても辛い気持ちになってしまい混沌としていると思う。

将来、この子たちが難病であっても障害があっても自分の持っている能力をフルに発揮できる世の中にしていけたら最高であると考えている。

そこでまずは公教育の場、たとえば、道徳の授業等で、広くこのことを知ってもらい、みんなに理解してもらおうところから始めたいと考えている。そして、その上で我々はその子たち(人たち)とどう心と心を繋ぎ、生きていくのかを真剣に考える必要があると思う。

道徳授業等を通して、誰もが安心して豊かに生活していける世の中にしていければ最高であるとか心から思っている。

道徳はいま教科化という国の動きがある。教科になれば検定教科書を使い道徳授業を行い、評価をすることになる。そこで、このような行き先不透明な時代だからこそ、これまでの道徳を振り

返り、生徒の心に響く道徳授業を魂を込めて実践し続け、一人ひとりの生徒の心の中に生きる羅針盤をつくることができると強く願っている。

私は、道徳にはこのことを実現できる大きな力があると信じているし、実際に中学校の時の道徳の時間の授業のことをいつまでも自分の人生の大きな支えにしている人が存在していることも事実である。

以上のように、道徳授業には人生を支える大きな力がある。

〔研究・実践ノート〕

魅力ある教材の開発と活用

—「神奈川県道徳『きらめき』」と資料委員会の取り組み—

望月はる美(相模原市立鳥屋中学校)

1. はじめに

本論文は、平成26年10月30日、31日に埼玉県で行われた第48回全日本中学校道徳教育研究大会にて実践発表した内容を改めて掲載したものである。

中学校学習指導要領解説「道徳編」では道徳の時間に用いられる教材について、「道徳の時間に生かす教材は、生徒が道徳的価値の自覚を深めていくための手掛かりとして極めて大きな意味をもっている」とあり、生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、生徒の発達段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うことの必要性が示されている。そして、道徳の時間に用いられる教材の具備すべき要件として、次の事柄が挙げられている。

- ア 生徒の感性に訴え、感動を覚えるようなもの
- イ 人間の弱さやもろさに向き合い、生きる喜びや勇気を与えられるもの
- ウ 生や死の問題、先人が残した生き方の知恵など人間としてよりよく生きることの意味を深く考えることができるもの
- エ 体験活動や日常生活等を振り返り、道徳的価値の意義や大切さを考えることができるもの
- オ 悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題について深く考えることができるもの
- カ 多様で発展的な学習活動を可能にするもの

(中学校学習指導要領解説道徳編 p.98)

神奈川県公立中学校教育研究会道徳教育部会(以下、県道徳教育部会と記す)では、資料委員会を組織して良い資料の発掘・収集をし、本県独自の「神奈川県版道徳資料集」の編集・発行を行ってきた。

「話し合い活動を中心に据える道徳の時間の学習では、資料の良否が授業を左右します。生徒一人ひとりが登場人物の立場になって、その生き方を考えることができる資料が求められます。そのためには日常的で、できるだけ生徒の身近な素材をもとにした親しみのある資料が充実した授業作りの大切な条件のひとつになります。(教師用引き書「序文」)」このような観点から編集された「神奈川県版道徳資料集」としての「神奈川県道徳『きらめき』」(以下、「きらめき」と記す)は、まさに、学習指導要領の求める教材の具備すべき要件と合致しうる資料が掲載されていると言え、現在、県下の多くの中学校で利用されている。

2. 資料委員会と「きらめき」

資料委員会は、県道徳教育部会内に組織されている専門委員会である。県道徳教育部会の理事

が委員長を務め、神奈川県内6ブロックより選任された15名前後の編集委員が、年間を通して次のような活動を行っている。

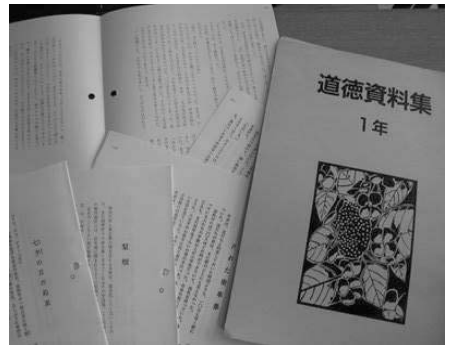
目 的	中学校道徳教育の充実・振興を図るため、神奈川県版資料集「きらめき」およびその指導案を作成するとともに、広く資料を公募して地域の特色ある資料集としての充実を図る。
内 容	①新しい資料の開発および公募資料の資料化 ②神奈川県版資料集「きらめき」の再検討 ③指導書の検討 ④新資料の公募およびその審査 (平成26年度 資料委員会資料より)

「新しい資料の開発」という点から資料委員会が行う活動をとらえると、資料委員会が主体となって行う新しい資料の開発と、県下の先生方の自作資料の公募及び資料化といえる。まずは半世紀にも及ぶ県道徳教育部会の歴史と重なる「きらめき」について紹介したい。

(1)「神奈川県の道徳『きらめき』」の歴史

「きらめき」は、県道徳教育部会発足以来、学習指導要領に基づき、より扱いやすく効果のあるものになるようにと改訂を重ね、現在に至るものである。スタート時はファイル形式を採用し、学校ごとに資料を選択する形を取っていた。昭和56年度からは県下の要望に応じて学年ファイル方式に切り替えた。各学年35資料、全部で105編の資料であった。その後、ファイル形式から各学年それぞれ一冊の本の形にまとめることとなった。

現在の「きらめき」は、平成23年4月に改訂版が発行されたものである。生徒用「資料集」として学習指導要領の4つの視点と、それらを構成する24項目の一つ一つに対応した各学年24編の他、各学年15～17編の参考資料を「教師用手引き書」の巻末に掲載し、全部で121編の資料が各学校の状況や生徒の実態に合わせて活用できるようになっている。数年おきの改訂作業では、神奈川県内の教師による自作資料を多く取り入れることを心がけている。



次ページの一覧表は現在の資料を内容項目ごとにまとめたものである。神奈川県内の教師や県内各地の教育センター等が編集にあたった資料に印を付けてみたところ、121編中85編およそ7割、参考資料を除けば8割以上の資料が神奈川県内の教職員の手で作られていることが見て取れる。

(2)「神奈川県の道徳『きらめき』」の特色

「道徳的価値および人間としての生き方についての自覚を深める」という道徳の時間の目標の

	1年資料名	2年資料名	3年資料名
1-(1)	自然教室での出来事	千五百メートル走、その後	目業
1-(2)	父のことば	補欠	輝く涙
	グループ日記	明日へ出発	走れコラーサ号
1-(3)	つばめ		
	回り道	楽しいはずの林間学校が…	敗者
1-(4)	裏庭での出来事	七夕の日の約束	歯医者
	優先席	在校生へのメッセージ	父の海は死んだ
1-(5)	良いことってなあに	植物とともに	
	心を決める	サッカー部	たびの季節
2-(1)	マネージャー	美しく自分を染めあげてください	
	ナイススマッシュ！	タカナ漬け	おはようございます
2-(2)	おはよう		
	東京遠足	バス車内で	松葉杖
2-(3)	雨の日の体育の授業で	慶長のきずな	千円札
	ちょっと手を貸してくださいませんか	入院を通して	
2-(4)	遠足は別行動	気楽なんだから	サッカースバイク
	吾一と京造	わたしは主将	雨の日の届け物
2-(5)	誕生日プレゼント	父の弁当	フォークダンス
2-(6)	遠足で学んだこと	茂の悩み	太郎の弁当箱
	新うらしまたろう物語	バナナの味	
3-(1)	淳子ちゃん、ありがとう	ベルナと暮らしつつける	父の口癖
	羽ばたけ一美	とろろ芋	捨て猫
3-(2)	おほれかけたきょうだい	小鳥のひな	天井が明るい
	真珠		
3-(3)	汚れた川	キタキツネ	生きるために
	ほくらのツーリング	首なし地藏	山が泣いている
4-(1)		茶屋を守る七十六歳	忘れていませんか
	真のエース	ひまわり荘	天井の穴
4-(2)	二度と通らない旅人	おおかみ	腕時計
			桃源にて
4-(3)	偶然に	ロケット花火	テクニカル・ファウル
	「車内での携帯電話のご使用は…」	割り込み	消えたオオムラサキ
4-(4)	「せっちゃん」のこと		
	ターゲット	市民祭り	葛藤
4-(5)			偏見の厚い氷を破りたい
	千五百メートル走	土曜の昼下がり	マンガ文庫
4-(6)		小さな一歩	
	町内清掃	ボランティア	保線区の父
4-(7)			雨の飯田線
	母の置き手紙	お姉ちゃんなんだから	桜の咲く頃
4-(8)	母の病気	おじいちゃんの病気	クリームソーダの詩
		母の手	
4-(9)	新聞作り	参加はしたけれど	校歌を歌うなんて
	豆まき大会	麦茶	卒業生からの手紙
4-(10)	なし畑	二ヶ領用水	土平治騒動
	鈴木さんのこと	夏祭り	帝釈天の左足
4-(11)			朝の教室
			二人の王様
4-(12)	転校生	オー！ノーノー	同じ人間なのだから
		家庭訪問	

達成を目指し、「資料に描かれた人間を通して、自らの生き方を考える資料集」となるよう編集にあたっている。「きらめき」の特色として、次の2点が挙げられる。

① 資料に描かれた人間を通して、自らの生き方を考える資料集である

資料に描かれた主人公なり筆者なりの生き方を話し合うことにより、ねらいとする内容項目との関わりを通して、よりよく生きていくためにはどうすればよいのかを、生徒自らに深く考えさせることができるように、十分検討している。

② 気軽に授業に取り組める資料集である

経験年数の浅い先生方も気軽に授業ができるようにという配慮から、教師用手引き書に主題構想と展開例を用意している。展開例は資料委員を中心に多くの先生方が実際に授業を行い、生徒の反応や発問の工夫点などを持ち寄って作成したものである。また、適切でないと思われる資料や指導展開例については、実践された先生方の報告、指摘を得て差し替えをすることを可能とし、資料、手引き書ともに前進的に改善していくことを目指している。

(3)資料収集の観点

「きらめき」をより扱いやすく効果のあるものにするために、継続的に改訂作業を行っている。

① 新資料を収集する際に心がける点

- ・多面的、計画的な収集
- ・県内各地の諸先生方の自作資料を多数収集

- ・授業実践・検討を加え、生徒の実態に合致する資料の収集
- ・質、量の均衡と具備すべき条件について分析・検討した資料の収集

② 収集の観点

- ・人間性の理解に役立つ資料であること
- ・ねらいを達成するのにふさわしい資料であること
- ・生徒の興味、や関心に応じた資料であること
- ・中正な資料であること
- ・郷土の特色や、生徒の心に訴える資料であること
- ・一単位時間内で扱える資料であること

「きらめき」掲載資料は、ねらいとする内容項目に迫るためにつねに最もふさわしい資料であることを前提としている。「生徒たちの現実からかけ離れて、優れた行為を一方向的に賞賛するのではない、人間の生き方をリアルに写し取った資料」つまり、「その場面になれば生徒たちも同じように感じ、同じように振る舞うであろう一面(同質性)」を含む資料を重点的に採用するようにしている。「同質性」は、生徒たちに日頃の自分の生き方を振り返らせる大切な要素となると県道徳研究部会では考えるからである。この姿勢はぶれることなく現在に至っている。

(4)公募による「きらめき」資料化

資料委員会では県内公立中学校における道徳教育の充実、振興を図り、地域の特色ある道徳資料集として充実することを目指し、県内の公立中学校に勤務している教職員を対象に広く自作資料を公募している。

毎年夏休み前に各地区の校長会を通して各校に周知、奨励していただいている。応募作品は「きらめき」への資料化を念頭にした資料委員会の審査を経て、理事会で入選作品を決定している。公募には、毎年十数点の作品が寄せられる。なお、応募作品の著作権は県道徳教育部会にあるものとし、入選作品は次年度以降の資料委員会で加筆、訂正をして資料化を進めている。



平成23年度 改訂版

3. 相模原市道徳主任会での教材開発

「きらめき」は相模原市内の中学校全37校で採用されている。相模原市立中学校教育研究会道徳教育研究部会では、近年「きらめき」を使った授業の充実を図ることをテーマに研究を進めている。講師を招いての講演会、「ねらいにせまる授業の進め方について」の学習会や出席者を生徒に見立てての模擬授業、公開授業と研究協議など、充実した活動を行っている。中でも、平成22年度から24年度にかけての3年間では、読

み物資料「二本の傘」の作成を試みた。

放課後に一人残って活動をしていた主人公が下校しようとしたところ、傘がなくなっていた。傘立てには似た傘が1本。友達が間違えて持っていったのだと考えてその傘を差して学校を出た。ところがその傘の持ち主である友達が、後ろからずぶ濡れのまま走ってきた。驚く主人公……。

まず、ねらいとする内容項目を「1-(3)正しい判断」と明確に設定した。読み物資料には様々な価値が含まれていることが多い。たとえば「1-(3)正しい判断」と「4-(1)ルールの意義と遵守」など。しかし、この作品においては50分という時間の中でさまざまな観点が含まれていると、生徒の話し合いが焦点化されず、深まらないと考えたからである。

さらに、「傘を無断で借りてしまったその後の主人公の行動や考え方について考える」という共通問題意識を設定した。その上で、生徒の心の中に葛藤を生み、主人公を批判する意見と弁護する意見の両方が出るような資料の作成に努めた。「きらめき」の資料の特徴である「同質的な要素」を盛り込んだのである。

資料作成の過程で、生徒の心や行動の変容につなげるためにはどのような資料がよいのかを考え、意見交換を繰り返した。そうすることで話し合いの展開の仕方やねらいへのせまり方などを、お互いに学ぶことができた。また、実際に作成した資料を用いて各校で授業実践して、その結果を持ち寄ったり、代表者が公開授業を行って研究協議を行ったりする中で練り上げた「二本の傘」という作品は、平成23年度の「きらめき」自作資料公募に「相模原市道徳研究会」として応募し、最優秀賞をいただいた。回数も時間も限られた中で十分な研究協議が持てないという悩みがあるが、本会の充実した取り組みが、相模原全中学校の道徳教育水準の底上げにつながっていることは間違いない。37校の道徳主任たちとともに、これからも教材開発や学習会を続けていきたいと考えている。

4. 今後の課題

話し合い活動を中心に据える「きらめき」を活用して行う神奈川の道徳の時間の学習では、資料の良否が授業を左右する。資料委員会としては、生徒一人一人が登場人物の立場になって、その生き方を考えることができる教材をこれからも開発していくとともに、「学習指導要領 道徳 第3の3(3)」にあるように、間接経験資料だけではない「魅力的な教材の開発」にもますます取り組んでいく必要がある。

今年度からは特に「郷土色(神奈川らしさ)」をしっかりと出した教材開発に取り組んでいる。神奈川県は海・山・湖といった豊かな自然に恵まれている一方で、京浜工業地帯や大都市横浜、古都鎌倉、など多くの人や物が行き交う地域もある。行事や特産品、先人の足跡、歴史など、我々の身の回りに注目すれば、神奈川の地域性が盛り込まれた新しいタイプの教材が作成できるはずである。自作資料の公募には、毎年応募をされる先生や各地区教育研究会単位での応募もあり、県内各地で活発な道徳教育が推進されている様子が見えてくる。多くの先生方の熱心な取り組み

を得て、「神奈川県らしい道徳の教材」の充実を目指していきたい。

5. おわりに

学校全体で取り組む道徳教育の実質的な充実を図る視点から、道徳の時間を学校全体での道徳教育の要として位置づけ、計画的、実践的な道徳教育の重点化が図られなくてはならない。今、各学校が創意工夫をこらし、子ども達の心に響く道徳の時間の授業の充実が求められている。また、中教審の答申が出され、中学校でも2019年度から「特別の教科」としての「道徳」がスタートする見通しとなった。そのような時代の流れの中で、長い歴史のある県道徳教育部会の資料委員会の一員として「きらめき」の編集に携わらせていただけていることの重さを実感している。また、今回このような発表の機会を与えていただいたことも資料委員会として深く感謝したい。

〔研究・実践ノート〕

『私たちの道徳』活用術

—家庭学習への応用—

小川 朋子(川崎市立西梶ヶ谷小学校)

「心のノート」から名称だけでなく内容も大きく変容した「私たちの道徳」は、より道徳教育に活かしやすい教材となった。しかし、私自身を含め、十分に使い切れていない現状がある。そこで、家庭や地域においても活用することが期待されているという特徴を活かし、家庭学習に取り入れる使い方を考えてみた。

家庭学習における道徳は、これまでも副読本とワークシートを使って行ってきた。道徳の授業があった日に、その日授業で使われた読み物資料の音読及びワークシートの裏側に「授業をふりかえて自由に自分の思いを書く」といったものだ。これにより、保護者にも道徳の授業の内容が伝わるようになっていた。

また音読の宿題は、道徳の時間の学習内容を家庭でもふりかえるのに有効である。さらに授業では発言できなかつたり、友だちの意見に共感しても自分自身の考えをまとめることが出来なかつたりした児童も、家庭では道徳的価値についてじっくりと考えることができることが宿題のよいところでもあった。

そこで、これらの学習を「私たちの道徳」を使って、以下のように活用してみた。

☆資料は全て東京書籍6年副読本「明日をめざして」

資料名：キャプテンとして

内容項目：4-(3)社会的役割の自覚と責任

実施時期：4月上旬

活用したページ：P.150～151「集団における役割と責任」みんなの中で君がかがやく

最高学年として委員会やクラブを決める時期に、意欲をもたせると同時に、その役割の大切さについて考えさせる資料となった。P151については、学校だけでなく、家庭や地域においても最高学年にふさわしい役割があることに気づかせ、それらに積極的に取り組もうとする意欲につなげることができた。

【児童のふりかえりより抜粋】

新しい仲間の意見をまとめるのは難しいけれど、これも一歩大人になれるチャンスだと思います。こんな貴重なチャンスをつかめたことはとてもうれしいです。(中略)人一倍なんでも挑戦し、小学校最後の年をより充実したものにします。また、これから先、どんどん成長の卵であることにチャレンジし、チャンスをつかみ、チェンジしたいです。

資料名：「あの日のわたし」と「今のわたし」

内容項目：4-(3)社会的役割の自覚と責任

実施時期：5月上旬

活用したページ：P.142～143「集団の中で自分の役割と責任を果たす」

運動会を前に、全員が係や実行委員、応援団といった役割が決まる時期である。また、委員会活動での役職や当番が決まり、日常活動に取り組み始めた時期でもある。集団の中で自分の成すべき役割について具体的に考えることができる資料となった。

P.143「あなたはどのような集団で、どのような役割を果たしていますか。」に、書き込むことでより意識化することができた。

【児童の書き込みより抜粋】

家庭…お皿を出すなど食事の準備・パソコンでお父さん(単身赴任中)に写真を送る

夏限定で部屋のエアコンを入れに行く

委員会(放送委員会)…書記・金曜日帰りの放送・ノート書記

学校…給食当番・掃除当番・日直・新聞係の仕事

クラブ活動(バドミントンクラブ)…ネットの準備・みんなをまとめる

資料名：手品師

内容項目：1-(4)誠実、明朗

実施時期：5月中旬

活用したページ：P.38～39「誠実に明るく」良心と向き合おう

「誠実である」ということ

家庭学習として、保護者に「手品師」のあらすじを話して感想を聞いてくることを追加した。それと同時にこのページを音読することで保護者に授業のねらいについて理解してもらうことができた。「親子でじっくり話し合うよい機会となった。またこのような宿題を出してほしい」と連絡帳に書いてきた保護者もいた。思春期を迎え、面と向かって「生き方」を話し合うのはなかなか難しいことだが、「宿題」という名目でその機会をつくるのも一つの方法だと感じた。

【保護者の連絡帳より抜粋】

先生の音読の宿題の題材は、子どもが今、学校で何を習っているのか垣間見えるようで(理科・社会といろいろなので)とてもよいです。そして、道徳の音読は、親子共々考えさせられることが多いです。子どもは家で「私たちの道徳」を音読すると「学校とは別で、人物とかの心の動きやいろんなことをもっと深く考えさせられる」と言っております。思春期の難しい年頃の子どもと向き合えるよいきっかけとなっております。ありがとうございます。

資料名：土石流の中で救われた命

内容項目：2-(5)尊敬感謝

実施時期：5月下旬

活用したページ：P.88～89

「支え合いや助け合いに感謝して」支えてくれる人たちがいる毎日感謝のことば「ありがとう」

資料の内容が、大規模災害の中で多くの人々の命を救った警察官が中心になっているので、資料の読後感が「不撓不屈、希望、勇気」に流れやすい。そこで、救助には多くの人々が関わったこと、展開後半では、助けられた母娘のコメントと当時生後三ヶ月だった赤ちゃんが大きく成長した姿を見せることで「感謝」を強調した。さらに、「私たちの道徳」を活用することで、日常生活の中でも多くの人々に支えられ、助けられて生活している自分自身に気づかせることができた。

【児童のふりかえりより抜粋】

私はたくさんの人々の支えで生きていると思うと感謝の気持ちがあふれます。まず、日常生活に欠かせない電気と水道が使えるのは働いている人たちのおかげです。そして、もしものときに私たちの命を助けてくれる学校前のパトロールの人、病院の人たち、消防士に警察官。色々な職業の人たちに守られていると思うと自分の命を大切にしていこうという気持ちが高まります。(中略)私がこうして生きていけるのは色々な人の支えがあるからだと改めて感じました。

資料名：白神山地

内容項目：4-(7)郷土愛、愛国心

実施時期：6月上旬

活用したページ：P.164～165「郷土や国を愛する心を」

鎌倉見学を前に、郷土の文化や歴史、自然環境について考えさせる資料として活用した。縄文時代からほとんど人間の手が入っていない原生のブナ林がもたらす恵みとそれを守る地元の人々の姿から、自分の地域のよさとそれをどう守っていくのかを考えた。

P.165「あなたのふるさとをしょうかいしましょう」に書き込む「ふるさと」は範囲を定めず川

崎市や神奈川県、広くは日本としてもよいとした。

【児童の書き込みより抜粋】

私のふるさと「日本」には「富士山」というとてもきれいな山があります。てっぺんの方には白い雪をかぶっていて下の方は青くとてもきれいです。この「青」という色はサッカーの「サムライブルー」というように日本を象徴しているように思うんです。富士山はまさに日本を象徴している山です。私はこの美しい日本が大好きです！

資料名：愛華さんからのメッセージ

内容項目：3-(2)自然愛、動植物愛護

実施時期：6月下旬

活用したページ：P.110～112「自然の偉大さを知って」自然の恵みを共有して
私たちに何ができるのだろうか

自然環境を守るために、自分たちにできることについては、5年生の環境学習で学んでいる。理科の「植物のつくりとはたらき」でも自然のしくみについて学習したばかりであることから、実践化につなげるために活用した。P.111に「私にできること」を書き込んでから、それも含めて音読するように伝えた。更に、P.112の「話し合ってみよう」は家族と話し合うこととした。

【児童の書き込みより抜粋】

・ゴミはゴミ箱に捨てる・資源を分別する・3Rを実行する・木を増やす、植える・「環境に
よいもの」を意識する・海や川を汚さないよう、その地域のルールを守り楽しむ・美しい自
然をこわさないようにする・動物の外来種というものを減らす・動物は最後まで飼い続ける・
動物が子育てをしたり、生活したりする環境を壊さないで守ってあげることが大切

資料名：言葉のおくりもの

内容項目：2-(3)信頼、友情、男女の協力

実施時期：7月上旬

活用したページ：P.75「男女仲良く協力し助け合って」終末に読んで

「男子と女子の友情について、思ったことや考えたことを書いてみましょ
う。」に書き込み

P.76～79「知らない間の出来事」音読の宿題

男女の友情について授業の中で話し合い、終末で「わたしたちの道徳」の児童作文を読むこと
で更に自分自身の経験と重ねることができたように感じた。宿題の音読で「知らない間の出来事」
を読んで、こちらの話について母親と話し合ったという児童もいた。資料内容は違っても「互い
に信頼する」という主題についてより深めることができた。

【児童の書き込みより抜粋】

- ・男子が思っていることと女子が思っていることは違うので、相手の立場になって考えることができるし相談できる。
- ・男子がいると楽しいし笑うことができる。そして時にはなぐさめてくれるので女子だけではなくて男子がいるとクラスが盛り上がると思う。
- ・女子と男子は関わりにくいと思いがちだが、自分と全く違う考えをもつことから逆に新たな考えを見つけ合い素晴らしい友情が生まれる。

資料名：白旗の少女

内容項目：4-(8)国際理解と親善

実施時期：7月中旬

活用したページ：P.176～178「世界の人々とつながって」「一盃に平和への祈りを」

夏休みを前に、終戦記念日近くなると地域でもTVでも戦争にまつわる催しや番組が多くなる。社会科で歴史を学び、日本人として過去を学ぶ意欲の高まっている児童により意識させたいと考えて取り組んだ。戦争のインパクトが強い分、ねらいである「国際理解と親善」が薄れてしまうので「わたしたちの道徳」を活用して「世界の中の日本人」を考えさせることができた。夏休みの宿題として「伝記を読む」もあったので、坂本龍馬や新渡戸稲造といった偉人に目を向けさせる一助ともなった。

【児童のふりかえりより抜粋】

私は戦国などの軍記物が好きです。見た目は命をかけて戦いをする人たちがいてカッコいいですが、その裏にはそれを遙かに超える犠牲者がいます。(中略)日本も昔は軍国主義で争いが続きました。今その現状を後から習った私は、多くの犠牲者から平和の大切さを後世に伝えるという大きな使命を受け継いでいると思います。世界を平和にする力はなくても、まずはもっと世界の現状や人々の思いを理解したいです。

副読本の読み物資料は、道徳の時間で教師の考えた導入や発問、資料と自分をつなぐふりかえりや工夫された終末といった展開の中で読むことによって、ねらいにせまることができる。つまり、読み物資料そのものに、価値項目が提示されているわけではない。それに対して「私たちの道徳」には、読み物資料と共にその資料がねらいとする価値について明確に示されている。この特色は、家庭学習で保護者にも音読を通じて「道徳の授業のねらい」を伝えることに有効であった。

「心のノート」は道徳の時間の資料として副読本に代わるものではなかったのに対し、「私たちの道徳」は中心資料として活用できるようにできている。掲載されている読み物も道徳的価値を多様に含んだ心に響く内容である。それゆえに、ねらいとする価値が同じであったとしても、必

ずしも学校で道徳の時間に扱った読み物資料を支える資料となるとは限らない。道徳の時間の副読本と併用しての活用には、内容をよく吟味して取り入れることが必要であると感じた。

「私たちの道徳」は、平成26年度から使用できるように4月に配布された。既に26年度のカリキュラムも組み終わっていた時期に、具体的な活用方法も示されていなかったこともあり、現場では活用に対して消極的である。秋頃から各教科書会社が「私たちの道徳」を活用できる年間指導計画をサイトで配布し始めているので、それらを参考にしながら来年度の年間指導計画に明記して積極的に活用していくことが今後の課題である。

〔研究・実践ノート〕

「異性の理解と尊重」の指導内容に関する考察

長谷川千恵美(日本大学文理学部講師)

1. はじめに

今後、道徳の教科化を視野に入れるならば、道徳教育の内容(道徳的価値)についての理解がより重要になるであろう。しかしまた、道徳的価値についての見方や考え方、指導観については、共通理解が難しいものもある。そのひとつとして、中学校の内容項目2-(4)「異性の理解と尊重」があげられる。

東京学芸大学による調査「道徳教育に関する小・中学校の教員を対象とした調査—道徳の時間への取り組みを中心として—」調査結果報告(平成24年度)によると⁽¹⁾、重視したい内容項目として、中学校では思いやり、親切(一般校74.6%、指定校75.3%)、生命尊重(一般校54.4%、指定校64.5%)が最も多く、次いで正義・公正公平、基本的生活習慣が上位である。理由としては、自他の生命を尊重する心、自立心や自律心を小中学校共通の重点としていること、生命尊重を研究主題としている研究指定校が多いことが挙げられる。それに対して、「異性の理解」は、一般校7.1%、指定校4.8%と低く、真理愛・創意・理想、自然愛、畏敬の念、愛国心、愛校心などと同様に下位である。その理由はどこにあるのだろうか。同調査によると、「道徳教育が十分行われていない理由」としては、「指導の難しさ」が小学校よりも中学校に多いことから、必要性は感じるが指導方法が難しいという現状が考えられる。また、生命尊重や思いやりその他の内容で指導すればよいという理由も考えられる。

近年、青少年の性に関する意識や行動、職業や結婚観なども変化していることから、中学校段階における「異性の理解と尊重」の指導は今後重要性を増すと思われる。筆者の授業(道徳教育の理論と方法)においては、その内容まで扱えない現状であるが、今後はできるだけ知識・情報を整理して伝えていきたいと考えている。本稿では、中学校学習指導要領、『私たちの道徳』(2014)における「異性の理解と尊重」のとらえ方について整理し内容理解の一助としたい。

2. 「異性の理解と尊重」のとらえ方

(1) 学習指導要領における記述の変遷

中学校道徳の指導内容である「異性の理解と尊重」の変遷は、[表1]のとおりである。1958(昭

和33)年から1977(昭和52)年改訂までは、健全な異性観にもとづく清純な男女交際に関する内容であるが、1989(平成元)年改訂からは男女交際という文言がなくなり、1998(平成10)年改訂からは、「男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。」という表現になっている。同改訂では、道徳の時間の目標に「道徳的価値の自覚」が新しく加わり、「健全な異性観」という表現にかわって、「異性の理解」、「人格の尊重」という価値項目が新たに示され、現在に引き継がれている。

[表1] 「異性の理解と尊重」の変遷 (中学校学習指導要領 道徳編)

1958 (S.33)	2 道徳的な判断力と心情を高め、それを対人関係の中に生かして、豊かな個性と創造的な生活態度を確立していこう。 (6) 異性関係の正しいあり方をよく考え、健全な交際をしよう。 男女の相互敬愛は、民主的社会において尊重されなければならない。相互の愛情は、人生にとって貴重なものであるが、そのあり方は、自己および相手の一生の運命にかかわることであるばかりでなく、その影響を周囲の人々にも及ぼすものである。 中学生の時期には、異性への関心も目ざめてくるし、そのためにかえって相互に反発する傾向も出てくる。男女が相互に理解しあい、敬愛しあう心構えを養い、一時の軽はずみな行動をとることなく、親や教師にも相談して、公明で清純な交際をするよう努めよう。
1969 (S.44)	9 同性であると異性であるとを問わず、友だちとして互いに理解し敬愛し合い、励まし合って、よりよい人間関係を作り上げようとする。 (2) 男女は、清純な交際を通じて互いに相手の特性や立場を理解し、健全な異性観を身につけようとする。
1977 (S.52)	11 男女は、互いに相手の人格を尊重し、健全な異性観を身につける。 (男女は、互いに相手の立場や特性を理解して助け合うとともに、清純で明朗な交際を通して互いの向上を図るように努める。)
1989 (H.1)	2 主として他の人とのかわりに関すること。 (4) 男女は、互いに相手の人格を尊重し、健全な異性観をもつようにする。
1998 (H.10)	2 主として他の人とのかわりに関すること。 (4) 男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。
2008 (H.20)	2 主として他の人とのかわりに関すること。 (4) 男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。

(2) 内容項目の指導の観点

現行の中学校学習指導要領解説・道徳編における指導の観点では、男女共同参画社会、性に関する指導と関連した記述となっている。男女共同参画は、世界的な人権意識の高まりを背景とする歴史性、発展性のある道徳的価値であり、男女相互の努力によって実現していく価値である。背景としては、1985(昭和60)年、「女子に対する差別の撤廃に関する宣言」(1977年、国連総会において採択)の批准、男女共同参画社会基本法の制定(1999)と基本計画の策定があげられる。これを受けて、学校教育においては、男女の固定的性別役割意識にもとづく偏見や社会慣行の是正、人権尊重、男女平等、相互協力・理解についての指導の充実、性差に縛られない適切な自己理解に基づいて意志決定、行動できる態度や能力の育成などが課題となっている。また、「人権教育のための国連の10年」(1995-2004)を受けた「人権教育・啓発の推進に関する基本計画」(2002)によって、人権教育の在り方が明確にされた。性に関する指導としては、保健体育〔保健分野〕における内容(1)「心身の機能の発達と心の健康」の中に、思春期の心身の発達とその個人差の理解、欲求やストレスへの対処、異性の人格の尊重などがある。

ところで、性に関する指導はどのように捉えられてきたのだろうか。性に関する指導について文部省より方針が示されるのは、1947(昭和22)年1月6日「純潔教育の実施について」(社会教育局長通達)に基づく、1949(昭和24)年1月28日の通知「純潔教育基本要綱」においてである。この基本要綱では、純潔教育の目標を、「単にいわゆる性教育の部面にとどまることなく、同時に一般教育、公民教育、科学教育、芸能教育との関連においてとらえ、男女の道徳を確立、正しい性科学教育を普及と、性道徳の高揚、リクレーションを通じての健全な心身の発達、情操の陶冶、趣味の洗練をはかる」など、全人的教育としてとらえている⁽²⁾。同要綱は、敗戦直後の伝統的性秩序の乱れ、私娼、性犯罪、性病などの社会問題に対して、家庭や学校、社会教育において健全な性道徳を育てることで対処しようとするものであった⁽³⁾。1958(昭和33)年の学習指導要領全面改訂において、純潔教育に関しては独自の領域を設けずに各教科や道徳、特別活動等の教育活動全体を通して行うことになった。また文部省は、1949(昭和24)年に『男女の交際の礼儀』を刊行しており、以後も版を重ねているが、それらがどのように利用されていたのか明らかではない。純潔教育ということばは、1970年くらいまで使用されており、神奈川県においても1968年までこの名称を使用しているが⁽⁴⁾、1970年代以降は全国的に性教育あるいは性に関する指導ということばが使用されている。

1986(昭和61)年、文部省は、性の指導に関する基本的な考え方を生徒指導資料集にはじめて示し、その目的を「人間の性を人格の基本部分として生理的側面、心理的側面、社会的側面などから総合的にとらえ、科学的知識を与えるとともに、児童生徒等が生命の大切さを理解し、また人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもち、望ましい行動をとれるようにすることによって、人格の完成、豊かな人間形成に資すること」としている⁽⁵⁾。1999(平成11)年刊行の文部省『学校における性教育の考え方、進め方』においてもこれを踏襲しており、その基本目標と

して、自己の性自認、男女の人間関係、家庭や社会にける性の諸問題への対処など3点を示している。ただし、現行学習指導要領においては性教育ということばは使用されておらず、生徒や学校の実態に応じて各教科等の学校教育全体を通して性に関する指導を行うことになっている。従って、道徳教育、あるいは「道徳の時間」の内容としては、保健学習をはじめ各教科等を踏まえた男女の相互理解と尊重にもとづくよりよい人間関係の形成、人権尊重、男女共同参画の観点から捉えることができる。

3. 『私たちの道徳』(中学校)の内容

『私たちの道徳』(中学校)においては、「異性を理解し尊重して」という項目で、異性の理解と尊重、男女交際、男女共同参画を柱としている。具体的には、(ア)男女相互の理解についての内容、(イ)人間関係の基礎的内容、(ウ)男女の人間関係に関する内容、(エ)特定の異性との交際に関する内容⁽⁶⁾と、男女共同参画である。『心のノート』との違いを踏まえ、内容を整理し考察したい。

* 『私たちの道徳』(『心のノート』との違い・改善点)*

- ①冒頭説明部分に、男女が、社会の対等な構成として互いに協力し、共に責任を担う社会を実現するために、「一個の独立した人格として互いを尊重し合う」という記述が加わる。
 - ・「異性の特性や違いを受け止めた上で、相手を理解し尊重しあうことができるようになるためにはどうすればよいだろうか」という記述が加わる。
 - ・「中学生の男女交際」について考え、話し合う書き込み欄が加わる。
- ②男女共同参画社会基本法第2条を掲載し、男女共同参画社会の実現が必要な理由、その実現に向けての課題について考え、話し合う書き込み欄が加わる。
- ③ [column 人物探訪]では、新島八重(1845～1932)、[saying この人のひと言]では、フィヒテ(1762～1814)、与謝野晶子(1878～1942)、倉田百三(1891～1942)を掲載し、「あなたの見付けた言葉、考えたこと」についての書き込み欄が加わる。
- ④男女の関係について、保健体育、技術・家庭科、社会科、道徳の時間、その他のいろいろな場面で、学んだこと、感じたこと、考えたことについて記録する欄が削除された。

(1) 男女相互の理解、男女の人間関係に関して

冒頭説明部分に、人間の本質的の平等に基づく男女相互の理解と尊重が明記されたことが特筆できる。「異性の特性や違いを受け止める」とは、思春期における男女の身体的・生理的成熟の違い、心理面や行動面における傾向性、異性に関する関心や感じ方の違いを受け止めること、と解釈できる。異性観、性意識の差異が、思いやりや配慮にける行動、トラブルにつながりやすいことから、保健学習の内容(1)「心身の機能の発達と心の健康」では、思春期における男女の身体的・生理的な変化(二次性徴)や個人差についての理解、成熟に伴う変化に対応した適切な行動などを

内容としている。過去の学習指導要領における内容の取り扱いをみると、「男女差」、「性差」、「個人差」についても取り扱うと述べられており、平成10年改訂からは「男女差」「性差」ということばは使用されず、現行学習指導要領では発育・発達の個人差と表現されている。セクシャリティ (Sexuality) の視点から、男女の身体、心理や行動面の差異を固定的にとらえず、個人差を配慮することが求められている。性差、男女の特性をどう捉えるかについては今日的課題でもあるため、生徒理解を深めるために、関連分野における研究動向にも眼をむける必要がある。特別活動ははじめ学校教育全体で友人や仲間、異性とのかかわりを豊かにしながら、異性を理解しようとする心情、責任のある行動を選択できる思考力や判断力、意欲や態度を育てると同時に、読みもの資料等にじっくりと向き合い、価値への自覚を深めていける道徳学習がより大切になる。

(2) 特定の異性との交際(男女交際)に関して

「青少年の性行動全国調査」(2013)によると⁽⁷⁾、中学生の性意識として、恋愛に関する関心は女子のほうが高い一方、関心がない生徒との差があり分極化しており、女子が活発化している傾向がみられる([表2])。男女差が比較的はっきりしている点は、①性に関する情報は友人からがトップだが、男子中学生はインターネット、高校生はアダルトビデオから、女子はマンガ・コミック雑誌からである ②交際は対等な関係でも、交際が進むとデートのイニシアティブをとるのは男子である、という傾向である。男子が商品化、記号化された性を情報源としてゆがんだ情報や知識を取り入れ、女子はコミック雑誌から独自の恋愛観をつくりあげている傾向があり、意識差があることがわかる。流行りの「壁ドン」をインターネットで検索すると、「束縛=愛情」という思い込み、恋愛観が顕著にみられる。

[表2] 中学生が性について知りたいこと(%) 日本性教育協会 「青少年の性行動全国調査」(2013)より作成

	恋愛	性交	男女の心の違い	特にない	デートの相手	
男子	18.8	13.1	10.3	59.4	いる 34.9	いない 60.6
女子	28.3	14.25	12.1	44.1	いる 40.4	いない 56.7

学校の男女平等が進み、若者の性別役割意識は弱まっているにも関わらず、恋愛において男子がリードして女子が従うジェンダーロールが維持されている。その理由として、ジェンダー規範がゆらいだ現代社会ゆえに、ジェンダー適応的な経験は相対的に希少なものとなるため、それに対する憧れから、若者、とりわけ女子を恋愛に参入させるのではないかという指摘もある⁽⁸⁾。しかし、メールで告白してメールで簡単に別れる交際がある一方、性犯罪やデートDVの加害・被害につながる交際があり、また交際は面倒くさいから嫌だという若者もいるなど、その心理は複雑で多様である。

このような現実を踏まえ、男女交際については、保健学習をより発展させて「道徳の時間」のよさを生かし、①尊重、恋、愛についての見方や考えかたを深めていく学習、②望ましい男女交

際の在り方を知り、行動できるための学習など、内容や方法をさらに工夫する必要があると思われる。

例えば①については、読み物資料の利用以外にも、好きと愛、愛と恋の違いを考える授業も行われている。生徒の興味関心、個々の感じ方に関心をもちつつ、思いやり、恋、さまざまな愛について、人間がどのように考え向き合ってきたのか哲学する、さらに芸術、哲学、絵本、詩、短歌などの文学、伝記などを題材にして道徳的価値についての見方や感じ方を深める授業、自然な知的好奇心にじっくりと寄り添えるような資料も有効と思われる。②については読み物資料の他に、男女交際のプラス面とマイナス面、男女交際のマナーやルールを考える授業も行われている。さらに人権教育、適切な行動選択や意思決定という視点からは、デートDV(交際相手に対する暴力)についての学習が必要と考える。DVは犯罪を含む人権侵害であるが、現在のDV防止法(2001年制定、2013年一部改正)は未婚のカップルに起こるデートDVに対応していないため、ストーカー規制法や刑法などが対応している。男性やセクシャルマイノリテの被害者もいるが、大きなダメージを受けるのは女性である。例えば、警察庁の調査によると⁽⁹⁾、DV被害者の93.6%が女性であり、ストーカー被害者の90.3%(女性)のうち10代が9.4%、20代が34.8%、加害者との関係は交際相手が51.8%と半数を占めている。10代の場合は表面化しにくく、DVと認識できない、友人に相談しても解決の糸口が見つからないまま関係を続けてしまうなど、結果的に心身ともに傷つき、自尊心がなくなり自分で自分のことを決められなくなるなど、学校生活や進路選択にも大きなダメージがある。被害が認識された時点で適切に対応されないと、三鷹ストーカー殺人事件のように取り返しのできない犯罪につながる危険性もある。女子の場合、交際相手が学外にも広がっているため、中学生のうちからDVの加害者、被害者にならないために、男女ともに正しい知識にもとづく価値観を育て、行動スキルを身につける学習が必要と考える。

現在は民間と連携してデートDV防止教育プログラムを実施する学校も増えている。その内容は、DVについての正しい理解、DVの種類(身体的暴力・精神的、ことばによる暴力、性的暴力、経済的暴力)、被害にあった時の相談、お互いを尊重するコミュニケーションを学ぶ(ロールプレイ)などである⁽¹⁰⁾。中高生の場合、携帯やスマートフォンによる行動監視と制限、メールチェック、暴言や脅しなどの心理的暴力が多く(男子の被害体験がやや多い)、性的暴力は男子に多い⁽¹¹⁾。また、2人だけの秘密、写メをSNSに勝手にアップされる被害もある。男女交際については、例えば、デートDVの事例を資料化して活用する、また保健、道徳の時間、特別活動、総合学習などでユニット化する、新聞や雑誌の悩み相談を紹介して解決策やアドバイスを一緒に考えるなど、内容と方法をさらに具体化していくことが課題と思われる。

(3)男女共同参画に関して

家庭科や社会科の内容でもあり、話し合い等による学習の充実が課題となっている。隠れたカリキュラムによって学び身に付けたステレオタイプの偏見やジェンダーバイアスが、女性の場

合は自己概念の拡散、選択や決定の棚上げや先送りや葛藤を生み、また男性の場合は自殺、過労死など、生きづらさを生んでいる現実がある。個人レベルでのいわゆるwin-winによる問題解決が難しく、社会レベルで考え、協力して解決すべき課題が多い。

男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府、平成24年)によると、学校教育の場では、全体で67%、20~40代では75~76%が「平等」と感じおり、社会通念、慣習、しきたりに関しては、70.4%が男性のほうが優遇されていると答えている⁽¹²⁾。かながわ女性センターによる「高校生の男女共同参画に関する意識調査」(県内高校生約1300名)では、「夫は仕事、妻は家庭」という固定的役割分担は弱まり、「家事・育児は男女共同で行うべき」という意識が一定程度根付いてきたものの、家庭内の役割分担については理想と現実のずれが女性に強く表れていると分析している⁽¹³⁾。要因として、家族以外のワーク・ライフ・バランスのロールモデルが少ないことが指摘されている。いつでもどこでも繋がることのできる情報化社会でありながら、青少年が家族や友人以外のさまざまな大人の生き方に肌身で触れる場や機会が少ないということであろうか。生活経験が浅く、大人に依存しなければならない中学生にとって、男女共同参画の理念はほど遠く感じるかもしれないが、日常生活の中の気づき、「なぜ？」を大切にしながら、多様な考え方を引き出す問題解決的な学習を充実する必要がある。

キャリア教育との関連からは、さまざまな男女の生き方やロールモデルとの直接的・間接的な出会い体験も大きな意義をもつ。筆者の経験であるが、あるサイトで⁽¹⁴⁾工業高校の家庭科の男性教師の存在を知った。高校時代から家の味、縫い物などに興味あり、家庭科の教員免許が取得できる大学の生活科学科を選び、講義も実習も男性は自分一人だったが、高校時代、大学の先生の支えのおかげで教員になれたという。感銘をうけて授業で話したところ、授業終了後、ある男子学生が教壇まで来て、「実はうちの父も家庭科を教えています…」と話かけてきて、父親がいかに苦勞して家庭科の教師になったか、いろいろと話してくれた。多様な視点で男女共同参画を考えることの大切さを実感する出来事だった。数値目標や経済的価値だけでとらえるのではなく、QOLの実現としてとらえる視点を大事にするべきであろう。

男女共同参画学習の資料として、神奈川県では、2000(平成12)年より、小学校向けの啓発資料『こんな子いるよね 男だって女だって』(県民部人権男女共同参画課)を作成し、2012(平成22年)には改訂版『こんな子いるよね』がHPに掲載されている。前者は漫画資料を利用した7授業例と説明、後者はイラストと説明のみであるが、男女共同参画の考え方がわかりやすく示されている。中学校の「道徳の時間」でも、これらを参考に、読み物資料、新聞、調査統計等と合わせて、グループワークをとり入れるなど、工夫次第で有効に活用できる。大人や教師は、スローガンだけでなく、労働、家事や子育てなど命や暮らしを支える営みは男女の協力、努力と信頼で支えられていること、大変さだけでなく喜びや楽しみ、生きがいがたくさんあることを自分の言葉で伝えていきたい。

4. おわりに

「異性の理解と尊重」は、人権、男女共同参画、性に関する指導、キャリア教育など指導領域がとても広いことがわかる。また、教員養成段階では、これらを専門科目で学ぶ機会があっても、横断的な学習が圧倒的に不足しているために指導にあたっての基本的知識や情報が不十分なことに加え、個々の経験や関心、価値観も多様であることから、指導内容や方法についての共通理解が難しい現状も否めない。

現在、性に関する指導は養護教諭と連携して行われており、中学校の場合、集団指導としては、保健体育、学級活動、宿泊行事の前などの指導が最も多く、内容は生命の大切さ、二次性徴、思春期に関することが多いようである⁽¹⁵⁾。「道徳の時間」を利用した指導が少ない傾向を踏まえると、各教科等や内容項目との関連づけを明確にして、生徒にとって理解しやすい道徳授業を工夫していくことが課題と思われる。

また、中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」(2014年10月21日)では、道徳の時間では、複数の道徳的価値を扱うことや、問題解決的な学習も可能であると提言されている。「異性の理解と尊重」の関連項目は、自律、礼儀、人間愛、寛容、生命尊重、家族愛、役割と責任、自他の権利と義務、公正など実に多岐にわたるが、保健学習やこれらの価値項目で十分指導できるとなれば、「異性の理解と尊重」の指導のねらいや資料の扱い、価値が曖昧になりやすい。一授業で複数の価値を扱うことは、さまざまな価値に対する理解を深められる点で有効と思われる。今後、「異性の理解と尊重」に関しては各教科等の領域との関連づけをより明確にし、読み物資料や『私たちの道徳』などの教材研究、関係省庁や都道府県・市町村の指導資料の効果的な活用、自作資料の作成など、工夫改善の余地が大きいのではないだろうか。

グローバル化、少子高齢化、情報化が進む社会で多くの課題を突きつけられ、窮屈さの中で生きている大人と子ども達の姿がある。異性に限らず、一人の人間として相手を心から理解し尊重することは、人間の一生をかけての宿題でもあり、その宿題をしながら自分自身の不完全さを学ばせられる。私達大人もこどもであったことを心にとめながら、講義にのぞみたい。

《註》

- (1) 東京学芸大学・総合的道德教育プログラム推進本部『道徳教育に関する小・中学校の教員を対象とする調査－道徳の時間への取り組みを中心として－』 調査結果報告 2012 pp.26-28。
http://www.u-gakugei.ac.jp/~kokoro/databank/data/report_2012houkokuALL.pdf
- (2) 日本学校保健会 『学校保健百年史 』1974 p.331。
- (3) 久布白落実「純潔教育はなぜ必要か」文部省純潔教育委員会 1949 p.9、古川誠編『近代日のセクシャリティ 28』2008 ゆまに書房。純潔指導にみられる男女平等感は、「女性は肉体的に弱くとも、こまかいことに気づくことは育児にとって好適である。それがすぐれた持ち前なのである。つまり、男女は同質でなく、異質的であればこそ各自の役割において相互が平等であることを理解させる必要がある」という、男女特

性論に基づく平等論であった。鈴木清・間宮武 「純潔指導」1954 p.190、『近代日本のセクシャリティ 33』2009。

- (4) 藤沢市教育委員会 『性教育の手引 - 中学校編 - 』 1988 pp.6～7。
- (5) 文部省 『生徒指導資料第19集 生徒指導における性に関する指導 - 中学校・高等学校編 - 』 1986 p.7。
- (6) 文部省 『学校における性教育の考え方、進め方』 1999 p.12-15。
- (7) 8) 日本性教育協会編 『若者の性白書 第7回青少年の性行動全国調査報告』小学館 2013 pp.245-247、pp.117-119。
- (9) 警察庁 『平成25年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について』 p.1-4。 <https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/stalker/25DV.pdf>
- (10) わが国においては、山口のり子(アウエア)が、未婚の交際相手に対する暴力を「デートDV」として区別し、アメリカのDV予防教育に学び、デートDV防止教育プログラムを開発実施したのが最初である。2005年以降、さまざまな民間組織やNPO、個人による防止教育が行われるようになり、男女共同参画関係機関による啓発パンフレットも多く刊行されている。山口のり子『愛する、愛される - デートDVをなくす若者のためのレッスン7』梨の木舎(2004)が参考になる。
- (11) 内閣府 「男女共同参画に関する意識調査」 2012。
<http://survey.gov-online.go.jp/h24/h24-danjo/2-1.html>
- (12) 13) 神奈川県女性センター 『高校生の男女共同参画に関する調査報告書』 2014 pp.1-5。
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/702466.pdf>
- (14) 静岡県男女共同参画課 「さくや姫プロジェクト」HP参照。 <http://sakuyahime.jp/>
- (15) 健康教室 臨時増刊号 『性教育・実践のファイル』第65巻第13号 2014 pp.7-9。

日本道德教育学会神奈川支部会則

平成25年4月27日制定 平成26年4月1日改正

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は日本道德教育学会神奈川支部と称する。

第2条 本会の事務局は國學院大學人間開発学部田沼研究室内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は道德教育に関する研究を通じて、その充実・発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、必要に応じて次のような事業を企画していく。

1. 道德教育の諸課題解決に向けた研究事業
2. 会員等を対象とした研修会、公開講座、シンポジウム等の開催
3. 本会に関係する学会等への参加や協力
4. その他本会の目的達成に寄与する諸事業

第3章 会員

第5条 本会の会員は本会の目的に賛同し、参加の意思を有する者とする。

第6条 会員になろうとする者はその旨を事務局に登録し、年会費2千円を納めなければならない。

第7条 会員は、第4条に定める事業に参加することができるが、その際の参加費は免除される。

第8条 退会しようとする会員は、理由を付して事務局に申し出なければならない。

第9条 会員として本会の名誉を傷つけた場合もしくは会費未納の場合はその会員資格を失う。

第4章 組織及び役員

第10条 本会には次の役員を置く。

1. 会員の互選によって支部長を1名おき、任期は2年として再任は妨げない。
2. 支部長の下に役員として副支部長、理事、事務局長、事務局次長、会計を若干名おくものとする。
3. 上記役員は支部会員から推された理事の互選によって選出し、総会の議を経て決定する。
4. 本支部には会計監査をおき、支部総会にて監査報告を求めるものとする。

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 支部長は本会を統括し、必要に応じて支部総会を招集する。
2. 副支部長、理事、事務局長、事務局次長は本会の企画、運営をつかさどる。
3. 理事は研究推進委員会、企画委員会、広報委員会のいずれかに所属して会の運営にあ

たる。

4. 事務局会計は本会の会計をつかさどる。

5. 会計監査は会計の監査にあたる。

第12条 役員、会計監査の選出は支部会員の中から行い、総会で承認を受けることを原則とし、任期は2年として再任は妨げない。

第13条 本会役員に欠員が生じた場合は、会員の中から支部長が指名する。

第5章 会計

第14条 本会の会計は会費、支部活動一般参加費、その他の収入をもって充てる。

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会則の変更

第16条 会則の変更は、支部総会の議を経なければならない。

付則

1. 本支部会則は平成25年4月27日からこれを施行する。
2. 本会則は平成26年4月1日からこれを施行する。

日本道德教育学会 神奈川支部研究紀要『道標』投稿規定

平成25年度 研究推進委員会

1. 『道標』は、日本道德教育学会神奈川支部の機関誌であり、原則として年1回発行される。
2. 本誌は、日本道德教育学会神奈川支部会員による研究論文、実践研究論文及び研究・実践ノート、会員の研究・教育活動、その他会則第2章に定める事業に関する記事を編集・掲載する。
3. 本誌に投稿しようとする会員は、所定の投稿要領に従い、編集委員会宛に原稿を送付すること。
4. 研究論文及び実践研究論文の掲載については、編集委員の査読・審査に基づき、編集委員会の審議を経て決定する。
5. 掲載予定の原稿について、編集委員会は執筆者との協議を通じ、一部内容や字句等の修正を求めることがある。
6. 編集委員会は特定の個人または団体に対して原稿の依頼を行うことができる。
7. 投稿原稿は原則として未発表のものに限る。但し、口頭発表及びその配布資料はこの限りではない。
8. 投稿原稿の種別は下記の7種別とし、会員が投稿原稿送付時に種別を申告するものとする。
但し、(1)研究論文(2)実践研究論文については、査読・審査対象とする。
 - (1)研究論文(道德教育に関する研究)
 - (2)実践研究論文(会員個人及び勤務校での道德教育に関する実践の研究)
 - (3)研究・実践ノート(道德教育に関する調査・情報・実践を紹介したもの)
 - (4)資料紹介(道德教育に関する資料を紹介したもの)
 - (5)道德雑感(道德についての思いや考え方を述べたもの)
 - (6)図書紹介(新刊書を中心とする教育的価値のある著作及び道德の資料として活用できるものの紹介)
9. 投稿原稿はA4用紙により、研究論文・実践研究論文及び研究・実践ノートについては10,000字・仕上がり6頁以内(A4版横組みの場合は、40字×42行、初頁の題名・氏名分6行も含む)とする。
それ以外の種別については仕上がり2頁以内(仕上がり体裁は、上記に準ずる)とする。
注・図表等も含めて指定字数に収めること。
10. 書式について
 - (1)使用言語は原則として日本語とする。
 - (2)上記以外の言語を使用する場合は、事前に編集委員会に申し出ること。
 - (3)投稿原稿は横書き・縦書きいずれも可とする。

(4) 章節の見出し番号は原則として、

横書き原稿ではアラビア数字で

章：1. 2. 3. … 節：(1)(2)(3) … とすること。

縦書き原稿では漢数字で、

章：一、二、三 … 節：(一)(二)(三) … とすること。

(5) 注は全て本文の末尾に一括して記載すること。

11. 図版・表などの特殊な印刷について

図版・表等は、そのまま版下として使用できる鮮明なものを添付し、記載希望の寸法を記入すること。また、図版等の特定の費用を要する場合、執筆者にその費用の負担を求めることがある。

12. 執筆者による校正は、原則として2校までとする。その際、大幅な修正は認めない。

13. 投稿原稿は3部作成し(コピー可)電子媒体に保存したものを提出すること。

14. 投稿に当たっては、投稿原稿3部の他に、次の別紙(A4用紙)を添付して送付すること。

(1) 投稿原稿の種別、題目、氏名、所属、連絡先(住所、電話・FAX、E-mail)

(2) 英文タイトル(研究論文・実践研究論文、研究・実践ノートのみ)

15. 本誌に掲載された論文等の著作権は、日本道德教育学会神奈川支部に帰属するものとする。

16. 投稿原稿の送付期限は、毎年11月末日とする。

送付先は、日本道德教育学会神奈川支部「道標編集委員会」

【〒252-0880神奈川県藤沢市亀井野1866 日本大学生物資源科学部教職課程研究室(1)】

宛とする。投稿原稿は返却しない。

付 記(日本道德教育学会神奈川支部規約による)

本支部研究紀要『道標』の投稿規定は、平成25年4月27日からこれを制定する。

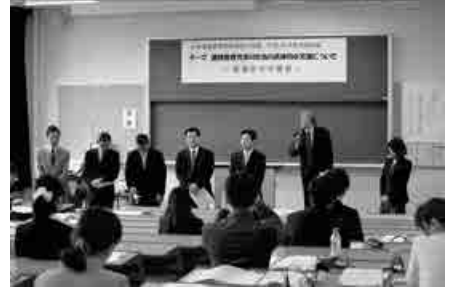
神奈川の道徳

日本道徳教育学会
神奈川 支部
平成 26年5月26日発行
第 3 号

2年目を迎えた「日本道徳教育学会神奈川支部」始動～総会報告～

平成 26 年 4 月 26 日、國學院大學たまプラーザキャンパスにて、平成 26 年度「日本道徳教育学会神奈川支部」総会が開会されました。参加者は 43 名、会員はもちろん、道徳教育に関心を寄せる学生も多く集まりました。参加した会員には、研究紀要「道標 (MICHISIRUBE) 神奈川支部創設記念号」が配付されました。

議事では、「平成 25 年度事業報告」「平成 25 年度会計報告・会計監査報告」「平成 26 年度事業計画」「平成 26 年度予算」がそれぞれ承認され、昨年 12 月に承認された支部役員の紹介がありました。



休憩を挟んだ後、貝塚茂樹氏(武蔵野大学教授)より「道徳教科化に向けて各学校で今できること」と題した記念講演が開催されました。子どもたちを取り巻く現代社会の問題を示すとともに、戦後始まった道徳教育の苦難の歴史的背景での問題点を指摘し、道徳の「教科化」の必要性を説きました。「いま、学校がすべきこと」は、道徳の指導法だけでなく、「道徳教育とは何か」を考え研究していくことと、「学校の役割とは何か、教えるとは何か」ということだと力説されました。



今、直面している道徳教科化について鋭い切り口からお話いただき、1時間半という講演時間はとても短く感じられ、参加者の現場教諭からは「とても興味深い話で、改めて学校の道徳を考えさせられた。」などの声が出ていました。

第2回学習会

神奈川支部による学習会を、支部会員に限らず、広く道徳教育に関心をもたれている方を対象に行います。今回は富岡栄先生(神奈川支部理事、高崎市立第一中学校校長)を講師に、「道徳の評価について」というテーマで開催致します。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

【日時】平成 26 年 6 月 7 日(土) 14:00～

【場所】國學院大學たまプラーザキャンパス

(詳しい場所は当日の標示をご覧ください)

総会の後は.....

國學院大學たまプラーザキャンパスカフェテリア「萬葉の小径」で懇親会が催され、参加者が交流を深めました。貝塚先生にも参加していただき、この場でも熱い話をいただきました。

【ホームページアドレス】

<http://doutokukanagawa.com/>

神奈川の道德

～神奈川支部学習会報告～

充実が叫ばれつつも容易にその意図が学校現場に浸透してこなかった道德授業、その時間が「特別の教科 道德」として生まれ変わろうとしています。道德教育改革の山が大きく動いたといっても過言ではありません。このような節目の時期、本支部では会員への啓発とよりいっそうの発展を意図して支部学習会を開催しています。

(支部長 田沼茂紀)

第1回学習会 「道德教育に思うこと」～道德の授業の一考察～

講師：星野延平先生（神奈川支部副支部長、前川崎市立桜奈中学校校長、前神奈川県中学校教育研究会道德部会長）

日時：平成26年3月2日（日）14：00～15：30

内容：中学校に38年間勤務した経験をもとに講師が次のような話をされた。

- ・道德の時間は、教師が多く語るのではなく、子どもの話を引き出して聞いていく場である。まずは学級経営が基盤となり、自分の考えを言える学級かどうかが大切である。「どんな発言をしても許される学級」であるべきである。それには、普段教師が子ども一人一人の声にどれだけ耳を傾けているかが大切。忙しい時ほど、悠然と構えて聞く姿勢がほしい。
- ・道德では、子どもの意見をしっかり受け止めて、他の子どもに広げていくことが大切である。声に出して意見を言っている子どもは数人かもしれないが、聞いている子どももしっかり考えるような授業にすれば、全員で考え合っていることになる。そういう意味で、教師と生徒が1対1で話しているのではなく、子どもたち同士をつなげていくことが大切になる。「同じことを言っている、AさんとBさんは少し違うね。どう違うのだろう。」と考えていくことが広がることにつながる。考えは十人十色、違う見方を知ることが大切である。
- ・道德の時間には、自分がどれだけ考えたのか、自分の考えをどれだけ深めたのかが大切になってくると思う。

第2回学習会 「道德の時間の評価に関する実践的研究」～教科化に向けての取り組み～

講師：富岡栄先生（神奈川支部理事、高崎市立第一中学校校長）

日時：平成26年6月7日（土）14：00～15：30

内容：道德の教科化が話題になっている中、道德の時間における具体的な評価を示し、実践を通して検証することで、今後の評価の一助とした。道德の時間の評価では、①ねらいを明確にし、そのねらいに対して子どもたちが学ぶものは何かを具体化すること、②その時間で学んだことを子ども自身が自覚するため（メタ認知）に自己評価を取り入れることを留意する必要があると考えた。具体的な評価方法として①チェックリストによる評価方法（教師がチェックする、生徒が、自己評価しチェックする両方）、②パフォーマンス評価法、③面接法による評価、④ポートフォリオ評価法を示した。検証する中で、次のことを考察した。

- ・評価は道德的成長を促進させなければならない。さらに、自己評価を取り入れることで、メタ認知力を高めることも念頭に置きたい。
 - ・発言、記述文、面接法を相互補完的に組み合わせることが道德の時間の評価では必要かつ重要であると思われる。
 - ・ある程度のスパンの中で評価することも必要である。ポートフォリオ評価により、自分の道德的成長を見取らせたい。
- 質疑：○道德の時間のねらいに向けて子どもはどうか評価することはあっても、道德性の評価は難しい。子どもの人間性を否定しかねない。→今回は1時間のねらいに従いどう評価するかということ考えた。行動ならびに道德性の評価は長いスパンの中で考えていく必要がある。また面接法（個人的に話す）が重要になってくる。
- 認知と行動は必ずしも一致しないので、道德の授業をしたからといって即実行に伴うことはない。しかし、道德の学習を見つめなおしていくのは大事。道德の評価は心情論的に語られることが多い。しかし、目標分析が必要で、その目標に合わせた子どもの見取りが重要である。プログラムの・単元的に評価を考えていくことが大切だろう。

第3回学習会 「中国の学校道德教育の現状と課題について」

講師：師艶栄先生（天津社会科学院日本研究所副所員）

日時：平成26年9月6日（土）15:00～16:30

内容：中華人民共和国成立以後、中国の学校道德教育は、①政治化した学校道德教育（1949～1978年）、②規範化した学校道德教育（1978～1990年）、③人間本位化した学校道德教育（2000年以降）の3つの段階に分けられ、思想・政治教育から子どもの主体性・生活性を重視した人間本位の教育に変容していった。一方、道德教育は理論的に学校教育の筆頭としての位置を占めているものの、学歴社会と受験競争という圧力に屈して道德教育を軽視せざるを得ない状況がある。教育現場での道德授業に対する投資は少なく、実践活動があまり重視されてこなかった。学校道德教育に地域格差があることも大きな問題である。学校道德教育は理想的な道德品性を目指しているが、現実的な社会ではマナーや公衆道德を守らない大人が多い。中国政府の政策から見ると道德改革が進み、理念、目標、教科書等のいろいろな面で道德教育は進歩しているが、受験教育の影響などの下、学校教育が形骸化しており、実践力不足が顕著である。日本と同様にいじめ等の問題が深刻化している中、専門的な教員による指導、道德授業の評価導入等、多面的な働きかけによる道德教育の充実が必要である。

質疑○中国古来の『論語』等の指導は行われているか。→儒学を中心とする『論語』『弟子規』『三字経』等の伝統文化の復活運動が行われ、小学生も儒学の経典を学習し始めている。しかし一部の学校でしか行われていない現状がある。

○道德を教える教師の資格は？→道德専門の教師はいない。一般的に国語の教師が行っている。

○教科書により道德性は高まるか。→教科書の内容は素晴らしいが、実際の現場では使われていない傾向がある。

日本道德教育学会神奈川支部研究大会開催！

【日時】平成26年12月23日（火・祝）13:00～17:00 受付12:30～

【場所】横浜市教育委員会 東部学校教育事務所 研修室A

住所：横浜市西区花咲町6-145 横浜花咲ビル4階 TEL：045-411-0607

横浜市営地下鉄ブルーライン高島町駅出入口1より徒歩3分

【テーマ】「心に響く道德授業を進めるための指導の工夫」～魅力的な教材活用や話し合い活動の充実を目指して～

【内容】第I部研究討議（実践提案）

「魅力ある教材の開発と活用について」望月はる美先生（相模原市立鳥屋中学校総括教諭）

「自分の考えを伝える小グループからの話し合い活動」奈良沙織先生（川崎市立渡田小学校教諭）

第II部記念講演 演題「これからの道德教育を考える」

講師 柴原弘志先生（京都市教育委員会指導部長、元文部科学省教科調査官）

【参加費】日本道德教育学会神奈川支部会員無料 一般参加者1000円

【問い合わせ】日本道德教育学会神奈川支部長 田沼茂紀

〒225-0003 横浜市青葉区新石川3-22-1 國學院大學田沼研究室

TEL(045)904-7677 FAX(045)904-7709 E-mail: stanuma@kokugakuin.ac.jp

詳しくはホームページにあります研究大会案内をご覧ください。

研究紀要『道標』第2号原稿募集

【原稿募集期間】～平成26年11月30日

【投稿資格】日本道德教育学会神奈川支部会員

【原稿送付先】

日本道德教育学会神奈川支部「道標編集委員会」

〒252-0880 神奈川県藤沢市亀井野 1866

日本大学生物資源科学部教職課程研究室

※投稿規程について

昨年度、投稿原稿はB5判用紙としていましたが、**今年度はA4判用紙での提出と変更いたしました。**詳しくは神奈川支部ホームページの投稿規定をご覧ください。

奮ってご投稿いただきますようお願い申し上げます。

第4回学習会

神奈川支部による学習会を、支部会員に限らず、広く道德教育に関心をもたれている方を対象に行います。今回は**赤坂雅裕先生（神奈川支部理事、文教大学教授）を講師に、「子どもに学ぶ道德授業」というテーマで開催致します。**多くの皆様のご参加をお待ちしております。

【日時】平成26年12月6日（土）

15:00～16:30

【場所】國學院大學たまプラーザキャンパス

（詳しい場所は当日の標示をご覧ください）

【神奈川支部ホームページアドレス】

<http://doutokukanagawa.com/>

神奈川の道徳

平成26年度「日本道徳教育学会神奈川支部」研究大会開催

テーマ：心に響く道徳授業を進めるための指導の工夫～魅力的な教材活用や話し合い活動の充実を目指して～

平成26年12月23日、横浜市教育委員会東部学校教育事務所A研修室にて、「日本道徳教育学会神奈川支部」研究大会が開催されました。昨年と同じ天皇誕生日の開催で、年末の忙しい時期でしたが、参加者は42名、多くの道徳教育の研究に志をもつ方々が集まりました。

今年度は、中学校と小学校それぞれ1つずつの実践提案がありました。

①「魅力ある教材の開発と活用について」

望月はる美先生（相模原市立鳥屋中学校総括教諭）

神奈川県版道徳資料集『きらめき』の資料委員会の取り組みについての実践提案でした。神奈川県下の中学校で広く使われている『きらめき』は、神奈川県公立中学校教育研究会道徳教育部会発足以来の長い歴史をもっています。中学校道徳教育の充実と振興を図るために、広く資料を公募して、地域の特色のある、そして生徒の実態に即した資料作りを目指して、資料委員会は資料集の改訂を重ね、その指導案を作成してきました。また、『きらめき』を使った授業の充実を目指した相模原市道徳主任会の取り組みについて報告しました。



②「自分の考えを伝える小グループからの話し合い活動」

奈良沙織先生（川崎市立渡田小学校）

道徳の時間における話し合い活動のあり方・工夫について、4年生の実践を例にしながら提案されました。子どもたちに自分の考えをはっきりともたせるために吹き出しやメモに書きとめる、名前札や手サインを使って意思表示をする、2人のペアでの話し合いから始めて小グループ・集団討議へとつなげていくなど、工夫を紹介しました。



子ども自身ももっと他の人の主張や考え方を聞きたい、議論したいと思うような手立ての必要性を訴えました。

提案をもとに全体討議では、教科化が進む中、副読本『きらめき』をどのように使っていくのか、魅力的な資料とはどのようなものか、またゲストティーチャーについて等、多岐にわたる話題について議論されました。



その後の記念講演は、柴原弘志先生（京都市教育委員会指導部長、元文部科学省教科調査官）をお呼びして、「これからの道徳教育を考える」と題して行われました。文科省での会議の予定を変更して駆けつけられ、道徳の教科化に向けて現場教師がどのように取り組んでいけばよいか、わかりやすく熱く語っていただきました。

当日の議事録について詳しくは日本道徳教育学会神奈川支部ホームページにありますのでご覧ください。



第5回学習会

神奈川支部による学習会を、支部会員に限らず、広く道徳教育に関心をもたれている方を対象に行います。今回は岩間章先生（神奈川支部理事、川崎市立上丸子小学校長）を講師に、「小学校の道徳教育と私の道徳観」というテーマで開催致します。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

【日時】平成27年2月28日（土）15:00～16:30

【場所】國學院大学たまプラーザキャンパス

（詳しい場所は当日の標示をご覧ください）



【神奈川支部ホームページアドレス】

<http://www.doutokukanagawa.net/>

日本道德教育学会神奈川支部役員名簿

No.	役職	氏名	所属	備考
1	顧問	押谷 由夫	昭和女子大学人間社会学部教授	学会会長
2	顧問	笹井 和夫	日本大学生物資源科学部教授	
3	支部長	田沼 茂紀	國學院大学人間開発学部教授	
4	副支部長	根岸 久明	横浜市立大正中学校長	企画担当
5	副支部長	星野 延平	川崎市総合教育センターゆうゆう広場みゆき	広報担当
6	副支部長	藤原 政行	日本大学生物資源科学部准教授	研究推進担当
7	理事	富岡 栄	高崎市立第一中学校長	研究推進担当
8	理事	三ツ木純子	川崎市立鷺沼小学校長	研究推進担当
9	理事	岩間 章	川崎市立上丸子小学校長	広報担当
10	理事	高松 聡	日本道德教育学会員	企画担当
11	理事	赤坂 雅裕	文教大学国際学部教授	研究推進担当
12	理事	本田 正道	横浜市教委東部学校教育事務所指導主事室長	企画担当
13	理事	木村 元彦	中井町立中村小学校教頭	広報担当
14	事務局長	森 成夫	川崎市立上丸子小学校総括教諭	支部事務統括
15	事務局次長	小川 朋子	川崎市立西梶ヶ谷小学校教諭	支部事務補佐
16	事務局次長	神生 留佳	川崎市立戸手小学校教諭	支部事務補佐
17	事務局次長	大矢 敏克	川崎市立新町小学校教諭	支部事務補佐
18	事務局会計	三浦 江里	横浜市立富士見台小学校教諭	支部会計統括
19	事務局会計	三井 信乃	横浜市立十日市場小学校教諭	支部会計統括
20	事務局会計	細貝 理恵	横浜市立太尾小学校教諭	支部会計統括
21	会計監査	永井 裕	横浜市立生麦小学校主幹教諭	支部会計監査

《役員に関する補足》

1. 支部長は、支部会員の互選によって選出する。
2. 支部役員は支部長が推薦し、総会の承認を得て選出する。
3. 支部役員の役職は、支部候補者の互選によって選出する。
4. 支部役員会には事務局長、事務局次長、事務局会計を置く。
5. 支部長の任期は支部会則に基づき2年とし、他の支部役員の任期もそれに準ずる。

日本道德教育学会神奈川支部【入会申込用紙】

神奈川支部長様

申し込み先：郵送もしくはFAX045-904-7677へ

※該当箇所を○で囲んでください。

氏名	(ふりがな)
所属・職名・学会役職	★他学会等での理事、評議員等の立場があればお書きください。役職：《 》
住所	〒
電話	
メールアドレス	@
参加について	支部会員として <div style="text-align: center;"> 入会します (次年度より、支部会員入会時に会費2,000円が必要となります。) </div>
	本部会員として <div style="text-align: center;"> 入会を希望する ・ 希望しない (本部学会員は年会費は4,000円が別途必要となります。入会のご紹介を致します。) </div>
	今後の活動についてのご意見
通信欄	

日本道德教育学会神奈川支部事務局 田沼 茂紀

【申し込み・ 問い合わせ先】 〒225-0003 横浜市青葉区新石川3-22-1 國學院大學田沼研究室内

TEL 045-904-7677 FAX 045-904-7677

E-mail stanuma@kokugakuin.ac.jp

*お申し込みは、上記へ郵送、FAX、メールでお願いいたします。

*日本道德教育学会については、次のホームページにもありますのでご覧ください。

◎学会アドレス <http://doutoku-gakkai.sakura.ne.jp/>

編 集 後 記

平成26年12月23日に、横浜市教育委員会東部学校教育事務所研修室を会場として行われた「平成26年度日本道德教育学会神奈川支部研究大会」(どう迎えるか道德新時代!)は、多数の参加者、充実した記念講演、研究発表・討議とどの点から見ても成功裡に終わったと思われます。

さて、研究大会が終わり、ここに「道標」第2号をお届けいたします。本号は「心に響く道德授業を進めるための指導の工夫」と題する特集号であり、全部で10点の特集テーマに関わる特別寄稿、研究論文、実践研究論文、研究・実践ノートから成っております。現在、道德の教科化などの道德教育の在り方を根本的に問い直すべき事態が進行しています。そのなかで本支部研究紀要においてこのような取り組みを行ったことは意義のあることであったと考えています。特に、ご多忙のなか依頼に応え、力作をお寄せくださった執筆者各位に、心からお礼申し上げます。

本紀要の一層の充実のために、多くの会員の方々が奮って論文をご投稿くださることを願ってやみません。

最後に、神奈川支部活動への講師派遣や研究紀要刊行をご支援いただいている日本道德教育学会及び上廣倫理財団に心よりお礼申し上げます。

(藤原政行)

日本道德教育学会神奈川支部研究紀要『道標(みちしるべ)』第2号

平成27年 3月30日発行

編 集 日本道德教育学会神奈川支部研究紀要編集委員会
発行人
代 表 田沼 茂紀(神奈川支部長)
日本道德教育学会神奈川支部事務局
〒225-0003 横浜市青葉区新石川3-22-1
國學院大學人間開発学部初等教育学科 田沼研究室内
TEL 045-904-7677 FAX 045-905-7714(学部資料室)
E-mail stanuma@kokugakuin.ac.jp

制 作 (株)秀飯舎 〒331-0058 さいたま市西区飯田70
TEL 048-624-1121
